

防整技第15030号
令和5年7月10日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長 殿
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事における検査マニュアルについて（通知）

標記について、業務の資として活用されたく通知する。

添付書類：建設工事における検査マニュアル

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事における 検査マニュアル Ver. 1

令和5年7月
施設技術管理官

目 次

第 1	総則	・ ・ ・	3
第 2	工事の検査	・ ・ ・	3
第 3	検査の目的と法的位置付け	・ ・ ・	4
1	検査の種類と関係法令		
2	法的検査のイメージ		
第 4	地方防衛局等における検査の体系	・ ・ ・	7
第 5	検査の種類	・ ・ ・	8
1	完成検査		
2	指定部分検査		
3	既済部分検査		
4	中間検査		
5	中間技術検査		
6	遠隔臨場の試行		
第 6	検査の役割と責任等	・ ・ ・	12
1	検査の役割		
2	工事検査官の責任		
3	工事検査官の心得		
4	工事監督官の役割		
第 7	受検体制等	・ ・ ・	15
1	検査の受検体制		
2	工事概要の把握		
3	検査の書類等		
4	検査のための労務等		
第 8	検査の内容	・ ・ ・	17
第 9	検査の実施時期	・ ・ ・	17

目 次

第 1 0	検査の実施方法	・ ・ ・	18
1	工事実施状況の検査		
2	出来形の検査		
3	品質の検査		
4	出来ばえ検査		
第 1 1	修補の取扱い	・ ・ ・	20
1	検査結果と修補		
2	修補の手続き		
3	履行遅滞の損害賠償		
4	工事完成後の修補請求		
5	修補指示した場合の工事成績評価		
第 1 2	検査に必要な書類等	・ ・ ・	23
第 1 3	建築工事検査ポイント	・ ・ ・	31
第 1 4	土木工事検査ポイント	・ ・ ・	41
第 1 5	電気・通信工事検査ポイント	・ ・ ・	52
第 1 6	機械工事検査ポイント	・ ・ ・	60
参考 1	検査に係る法的位置付けと責任等について	・ ・ ・	66
参考 2	検査の種類等	・ ・ ・	68
参考 3	検査の実施フロー	・ ・ ・	69
参考 4	検査に関する文書	・ ・ ・	75

第 1 総則

この建設工事検査マニュアルは、地方防衛局及び地方防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）が実施する建設工事に係る検査の適正な実施を図るため、工事検査の実施細目について（防整技第 7 1 6 6 号。平成 2 8 年 3 月 3 1 日。以下「実施細目」という。）及び技術検査要領について（防整技第 7 4 0 8 号。平成 2 8 年 4 月 1 日。以下「要領」という。）に規定する検査方法の運用方針を定めている。また、検査技術の向上及び統一化を目的として、検査の概要、留意事項等を取りまとめたものである。

検査の実施にあたっては、工事の種類、規模及び施工条件等に配慮し、本マニュアル等をもとに十分な技術的検討を行い適切な検査を実施するものとする。

第 2 工事の検査

公共工事は、そのほとんどが請負契約として発注され、発注者及び受注者は、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書に従い契約を履行する。

基本的には、工事目的物を完成させるための施工方法等については受注者が一切の責任を負うことになり、発注者は、契約の適正な履行を確保するために必要な『監督』と工事の完成の確認をするために必要な『検査』を行うことになる。これは、工事目的物である公共施設は国民の財産であり、その工事費は税金によって賄われていることから、会計法で義務付けされている。

また、公共工事の品質の確保を目的として平成 1 7 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、監督・検査・成績評定に関する事項が盛り込まれ、工事に関する技術水準の向上に資するために、完成時及び工事途中において技術的な検査（以下「技術検査」という。）を実施し、その結果を工事成績評定に反映することが発注者の責務として定められている。

第3 検査の目的と法的位置付け

1 検査の種類と関係法令

工事検査には、「会計法」（第29条の11第2項）及び「予算決算及び会計令」（第101条の4）に基づく、給付の完了の確認を目的とした①『会計法に基づく検査』と、「品確法」（第7条）に基づく、品質の確保及び技術水準の向上を目的とした②『品確法に基づく技術検査』がある。

以下にそれぞれの法令等に基づく、検査に関する部分を抜粋して記述する。

①『会計法に基づく検査』

会計法（抄）（昭和22年法律第35号）

第29条の11 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

② 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

予算決算及び会計令（抄）（昭和22年勅令第165号）

第101条の4 会計法第29条の11第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

②『品確法に基づく技術検査』

品確法（抄）（平成17年法律第18号）

第1条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない
（後略）

また、法律に基づき定められた「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日 閣議決定）の第2 5において、以下のように記述されている。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（抄）

平成17年8月26日 閣議決定

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

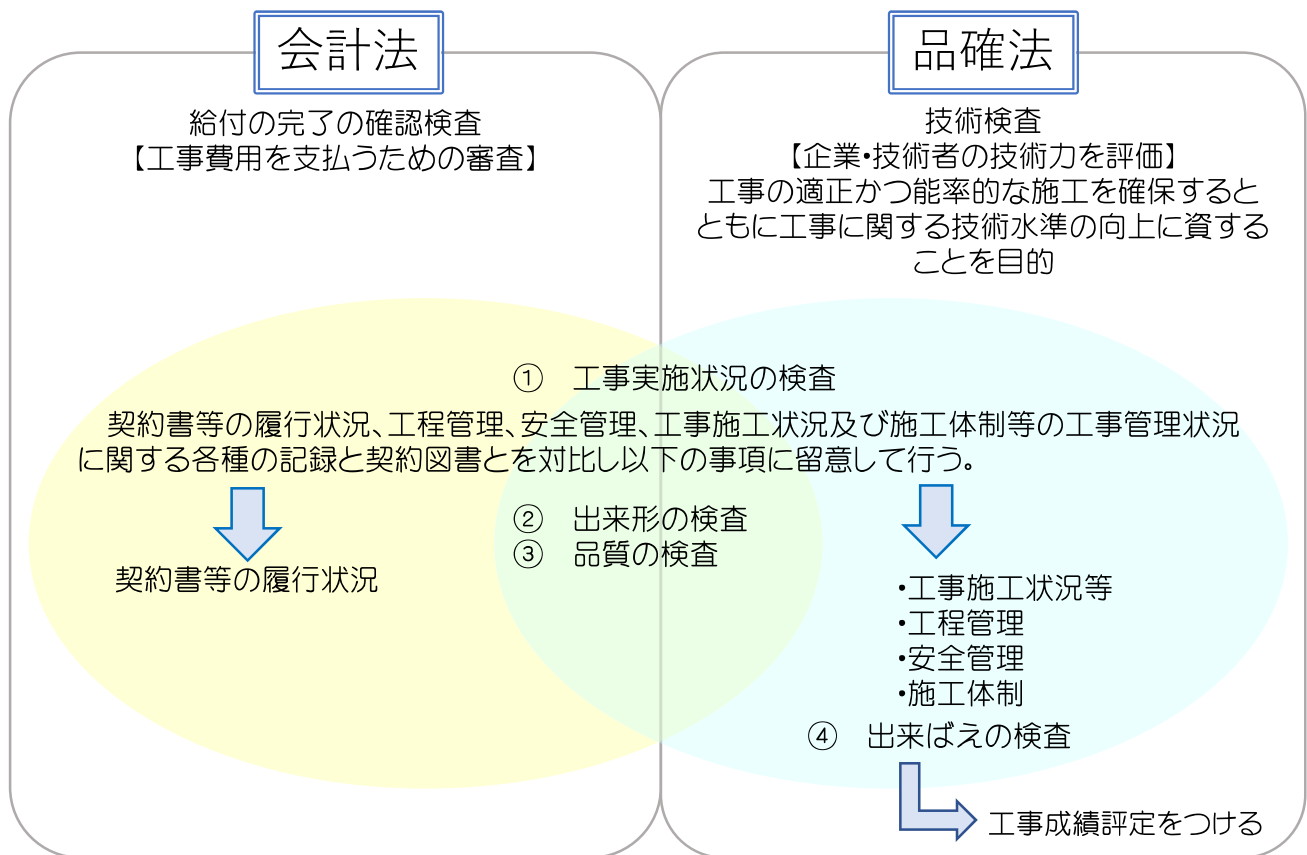
公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評価を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。特に、工事成績評価については、公正な評価を行うとともに、評価結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評価項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評価に反映させるものとする。

2 法的検査のイメージ

検査のイメージ



① 会計法に基づく検査

- 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として受け取り、その代価を支払って良いことを確認する。
- 検査結果は、「合格」か「不合格」のどちらかとなる。（代価を支払って良いか否か）

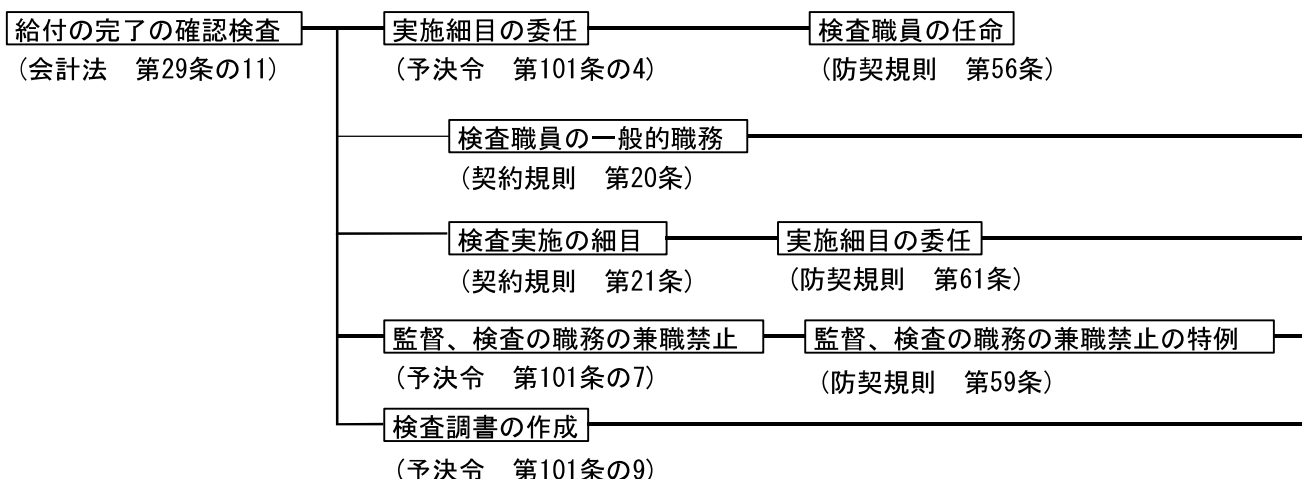
② 品確法に基づく技術検査

- 工事中及び完成時の施工状況等の確認・評価を行うことをいう。
- 検査時の指導を通じて、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として行う。
- 工事成績を評価することにより、受注者の適正な選定及び指導、育成に資する。
- 検査結果は、工事成績評価（点数）として示される。

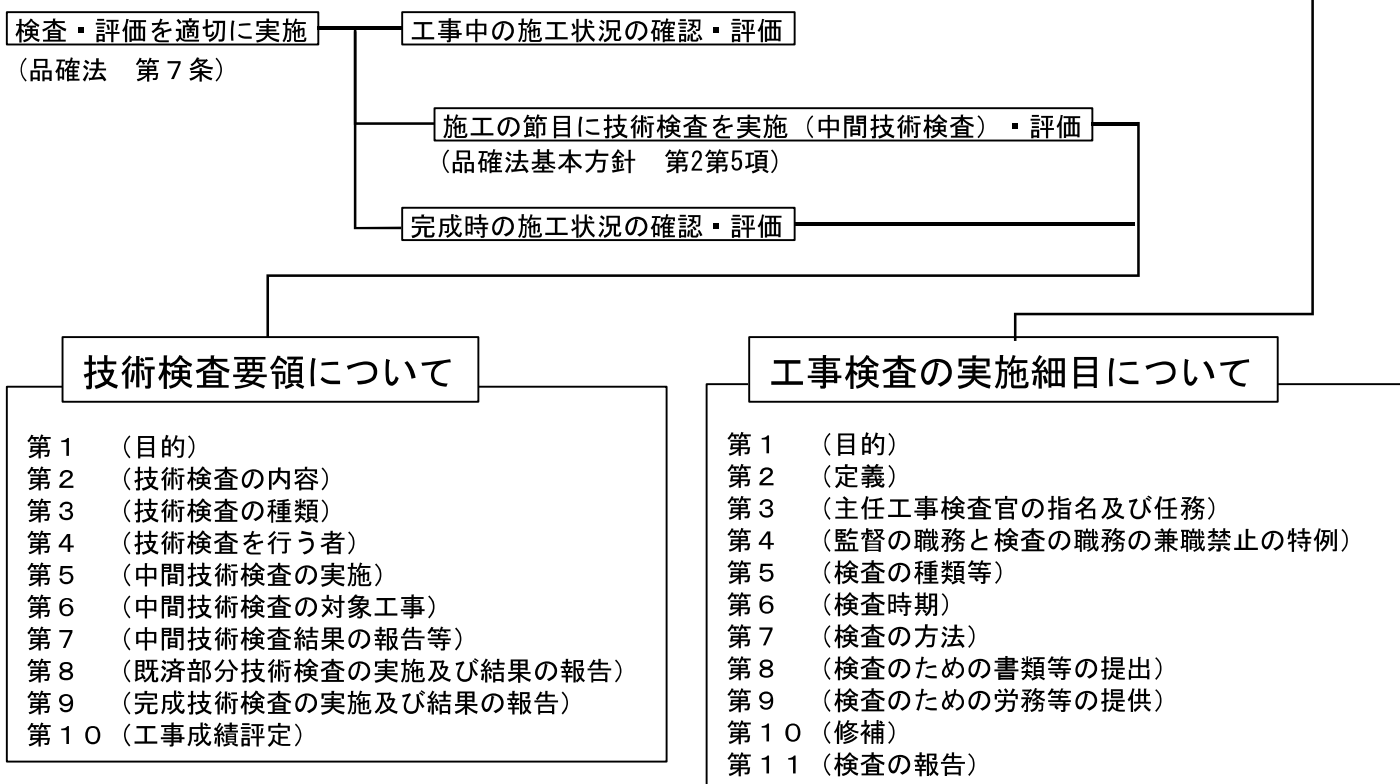
第4 地方防衛局等における検査の体系

地方防衛局等が所掌する建設工事の検査については、関連法令等に基づき、実施細目及び要領に規定されており、その体系を以下に示す。

【会計法】



【品確法】



会計法	: 会計法
予決令	: 予算決算及び会計令
契約規則	: 契約事務取扱規則 (財務省令)
防契規則	: 防衛省所管事務取扱細則
品確法	: 公共工事の品質確保の促進に関する法律
品確法基本方針	: 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について

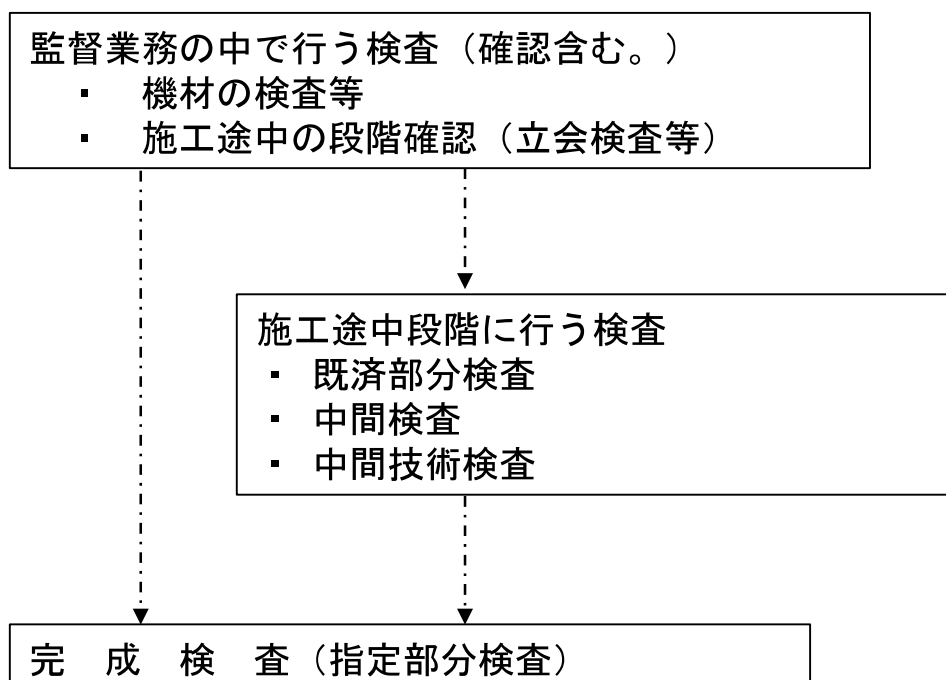
第5 検査の種類

「工事検査の実施細目について（通知）」（防整技第7166号。
28.3.31）及び「技術検査要領について（通知）」（防整技第7408号。
28.4.1）において規定されている検査の種類は、以下のとおり。

種 類	目 的	検査の位置づけ		適 用
		会計法の 給付検査	品確法の 技術検査	
完成検査 完成技術検査	工事の完成を確認するための検査	○	○	・ 契約書第33条 ・ 実施細目第5第1号 ・ 要領第9第1項
指定部分検査	工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分（指定部分）がある場合において、当該部分を確認するための検査	○	○	・ 契約書第41条 ・ 実施細目第5第1号 ・ 要領第9第1項
既済部分検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査	○	○※	・ 契約書第40条 ・ 実施細目第5第2号 ・ 要領第8第1項
中間検査	工事施工の途中において支出負担行為担当官等が指定する工事の出来形を確認するための検査		○※	・ 契約書第36条 ・ 実施細目第5第3号 ・ 要領第8第1項
中間技術検査	主たる工種が不可視となる工事の前など、施工上重要な変化点などにおいて設計図書との適合を確認しておき、工事完了時の手戻りをなくする目的で行う。		○	・ 要領第5第1項

※ 中間技術検査と既済部分検査又は中間検査の時期が重なる場合は、中間技術検査を兼ねて既済部分検査又は中間検査を実施する。

【地方防衛局等が実施する検査の段階】



1 完成検査（完成技術検査）

会計法第29条の11第2項の規定による検査で、工事が完成した場合に、その完成した工事目的物について行うものをいう。

この検査では、完成した工事目的物が設計図書に示された品質、出来形等に適合して完成しているかどうか、契約履行の完了の確認を行う。検査の結果が合格であれば工事目的物の引渡しが行われ、代価の支払いがあつて契約は完了となる。

2 指定部分検査

会計法第29条の11第2項の規定による検査で、契約書に基づき契約担当官等が性質上可分である工事目的物について、あらかじめ可分部分として引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）の工事が完了した場合に、その指定部分について行うものをいう。

検査の結果が合格であれば、指定部分の引渡しが行われ、代価が支払われる。ただし、全ての工事が完成したわけではないため、契約は継続されることになる。従つて、指定部分に限ってみれば概ね完成検査と同じ検査ということになる。

3 既済部分検査

会計法第29条の11第2項の規定による検査で、工事の完成前にその工事の出来形部分（工事現場に搬入した検査済み工事材料を含む。以下同じ。）に対し、請負代金の一部を支払う必要がある場合に当該出来形部分について行うものをいう。

検査の結果、契約書で定められた出来高が確認されれば出来高に応じた代価が支払われるが、既済部分は、発注者側へ引渡されることはなく受注者において引き続き管理することになる。

4 中間検査

工事の施行の中途において、契約担当官等の指定するその工事の出来形部分（完成検査又は既済部分検査の終了した出来形部分を除く。）について行う検査をいう。

例えば、工事目的物の全部又は一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合等に行い、検査の結果、適合が確認されれば、発注者は受注者の承諾を得た部分を使用することになる。この場合、使用部分は引渡しを行わないので、代価の支払いは行われませんが使用部分に関する管理責任等について文書で取り交わす必要がある。

5 中間技術検査

特記仕様書において、あらかじめ中間技術検査を実施する旨を明記した場合、発注者が必要と判断した時期に行う工事途中段階の検査である。

検査は、主たる工種が不可視となる工事の前など、施工上重要な変化点などにおいて設計図書との適合を確認しておき、工事完了時の手戻りをなくす目的で行い、検査結果が適合であっても代価の支払いや引渡しは行わない。

また、検査日については、工事工程等との調整を考慮し、受注者との協議により決めなければならない。

6 遠隔臨場の試行

建設現場における遠隔臨場の試行要領等（建設現場における遠隔臨場の試行について（防整施第5034号。令和4年3月24日）別紙以下「試行要領」という。）において、土木工事共通仕様書に定める「中間技術検査」、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）に定める「技術検査（中間技術検査）」は、試行要領において遠隔臨場の試行対象となっている。

試行要領で対象工事となっている工事においては、試行要領に基づき、中間技術検査等を実施されたい。

建設現場における遠隔臨場の試行要領等

3 適用の範囲

- (1) 本試行要領は、所定の性能を有する動画撮影用のカメラを用いて、土木工事共通仕様書に定める「施工確認」、「材料確認」、「立会」及び「中間技術検査」を実施する場合、又は公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）に定める「監督職員の立会い」、「監督職員の検査」及び「技術検査（中間技術検査）」を実施する場合に適用する。なお、「工事検査の実施細目について（防整技第7166号。28.3.31）」に規定されている検査には適用しない。

4 対象工事

試行対象工事は、地方防衛局等で発注する工事の内、「施工確認及び材料確認並びに立会等を映像確認できる工種」及び「本試行が実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件のいずれかにあてはまるものは実施するものとする。

- ・ 施工現場が離島や遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に宿泊を伴うなど多くの時間を要する工事
- ・ 構造物等の施工過程において立会頻度が多い工事
- ・ その他、遠隔臨場の効果が期待できる工事

検査の種類	完成検査	指定部分検査	既済部分検査	中間検査	中間技術検査
遠隔臨場の試行対象	×	×	×	×	○

第6 検査の役割と責任等

1 完成検査（完成技術検査）

- ① 会計法に基づく国の請負工事においては、工事検査官が工事目的物の設計図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となる。即ち、工事検査官以外の者によって設計図書との適合が確認されても給付のための確認とはならない。
工事途中で工事監督官による設計図書との適合の確認を一部実施することがあるが、検査の補完として位置付けられる。
- ② 公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また、工事成績評定による受注者の適正な選定に資することも検査の重要な役割である。
- ③ 建設業法及び適正化法の趣旨に従い、適正な施工を評価し、建設業の健全な発達を促すことに資する。

2 工事検査官の責任

会計法に基づく支出負担行為担当官の補助者としての工事検査官は、予責法（予算執行職員等の責任に関する法律）上の責任を負う。

本法第2条で「予算執行職員」とは、会計法第29条の11第4項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた職員とされている。

なお、同一の契約書に係る工事目的物について工事検査官が2名以上いる場合は、そのうち1名を主任工事検査官とする。

主任工事検査官は、工事検査官としての事務のほか、工事目的物に係る他の工事検査官を指揮監督する。

工事検査の実施細目について（通知）

（防整技第7166号。28. 3. 31）

（主任工事検査官の指名及び任務）

第3 契約担当官等は、工事検査官を同一の建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に係る工事目的物について2名以上指名するときは、そのうちの1名を主任工事検査官として指名するものとする。

2 主任工事検査官は、工事検査官としての事務のほか、前項の工事目的物に係る他の工事検査官を指揮監督するものとする。

3 工事検査官の心得

工事検査官は、工事の目的物を最終的に受け取るか否かの判断をしなければならぬため、厳正かつ客観性を重んじる態度で検査に臨む必要がある。また、受注者とは契約上、対等の立場であることから、検査の実施にあたっての受注者との対応には節度ある態度で臨み、厳正・公正を旨とし、高圧的・威圧的な態度を取らないようにしなければならない。

これらを踏まえた上で、工事検査官には以下のような検査の心得を念頭において的確な検査を実施し、検査終了時には受注者に対しての可否の判定、検査結果についての講評を行う必要がある。

① 現地及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う。

工事検査官としての原点であり、疑問が生じた場合は、受注者に的確に質問し、納得出来る事実を確認した上で厳正に対処する必要がある。但し、あら探しの検査に陥ることがないように注意することが大切である。

② 客観的かつ公正な態度と判断で行う。

検査は、工事目的物が設計図書に適合しているか否かを確認するものである。自らの知識や経験から受注者の対応に感情的になったりすることがないように、常に公正な態度に心がける必要がある。

③ 受注者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う。

受注者に対する疑念という先入観を持たずに受注者を信頼して誠意を持って行うことが大切である。ただし、盲目的な信頼は禁物であり、自らの知識・経験に照らして質すべきは質するという態度が必要である。

④ 受注者とは対等であるとの認識を持って接する。

受検者に対して優位であるかのような態度は厳に慎むべきである。立場の違いはあっても、上下の関係はないことを認識する必要がある。

⑤ 工事の目的・内容を把握することに主眼点をおき、資料や現場をよく観察する。

検査の着眼点をいち早く見抜き、資料や現場での観察を十分行って判断することが大切である。効率的で的確な検査を行うためには、日頃から技術や知識の研鑽や事前の準備も必要である。

⑥ 質問、指摘、指示等は明確に行う。

受検者に対する質問、指摘、指示などはわかりやすい言葉で相手にはっきりと内容が伝わるように行う必要がある。
また、受検者が即答できない場合は、調べる時間を与えるなど納得のいく検査を心がける必要がある。

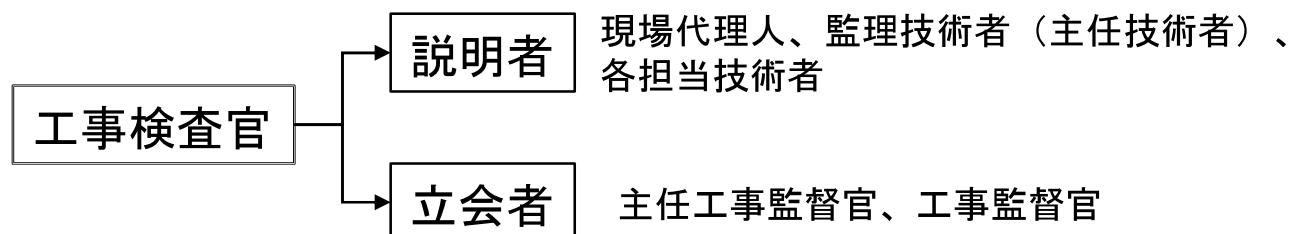
⑦ 工事検査官としての誇りと信念を持って行う。

公共工事の真の発注者である国民の代行者として、工事目的物を引き取るための検査を行っているという自覚を常に有していなければならない。

第7 受検体制等

1 検査の受検体制

検査の実施にあたっての体制は以下を標準とし、工事検査官は工事監督官及び受注者に説明を求める。



2 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、形状寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工体制などを把握したうえで検査を実施する。

3 検査の書類等

検査を行うときは、工事監督官に、あらかじめ以下の資料を必要に応じ作成させ、提出させる。

また、検査に際しては、以下の資料のほか、必要な諸資料を提出させることができる。

検査の種類	作成させる資料
完成検査	完成図、出来高計算書
既済部分検査 中間検査	出来形図、出来高計算書

工事検査の実施細目について（通知）
（防整技第7166号。28. 3. 31）
（検査のための書類等の提出）

第8 工事検査官は、検査を行うときは、工事監督官に、あらかじめ完成検査については完成図及び出来高計算書、既済部分検査及び中間検査については出来形図及び出来高計算書を必要に応じ作成させ、検査に際し、これらの書類のほか、検査に必要な諸資料を提出させることができる。

4 検査のための労務等

検査に際し、必要があると認めるときは、工事監督官に検査のための労務及び器材の提供を求めることができる。

工事検査の実施細目について（通知）

（防整技第7166号。28. 3. 31）

（検査のための書類等の提出）

第8 工事検査官は、検査を行うときは、工事監督官に、あらかじめ完成検査については完成図及び出来高計算書、既済部分検査及び中間検査については出来形図及び出来高計算書を必要に応じ作成させ、検査に際し、これらの書類のほか、検査に必要な諸資料を提出させることができる。

第 8 検査の内容

検査は、工事目的物とこれに係る契約書、現場説明書、仕様書、図面その他の関係書類と対比し、工事の実施状況、工事目的物の出来形及び品質並びに出来ばえについて、その適否の確認を行うとともに、技術検査を実施し、その結果を工事成績評定に反映させ評価するものとする。

第 9 検査の実施時期

検査の種類	検査時期
完成検査	受注者から工事が完成した旨の通知（指定部分にあっては、これに係る工事が完了した旨の通知）を受けた日から 1 4 日以内
既済部分検査	受注者から工事の出来形部分の検査の請求を受けた後遅滞なく
中間検査	契約担当官等が指定した時
中間技術検査	受注者の意見を踏まえ、監督官が決定

なお、検査の時期については、工事の進捗状況を踏まえて調整する。また監督官による下検査の結果を考慮して設定するものとし、補修含めて工期内に終えるものとする。

第 10 検査の実施方法

実施細目に規定された検査は、現地において実地検査を行うものとする。

上記第 8 の内容を確認するために、第 5 に示す各検査において一般的な手順及び検査方法を以下に示す。また、検査に必要な書類を参考として第 11 に、実地検査のポイントを第 12 から第 15 までに示す。

ただし、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、工事検査官が適宜判断し検査を実施する必要がある。

1 工事実施状況の検査

工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理に関して各種の記録（写真、ビデオ、その他の媒体による記録を含む。）と設計図書等とを対比して、以下に示す内容について行うものとする。

項目	関係書類	内 容
契約書等の履行状況	契約書、仕様書、現場説明書、工事打合せ等、発生材報告書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び発生材の処理状況、その他契約書等の履行状況
工程管理	施工計画書、契約工程表、実施工程表、その他関係書類	工程管理状況及び進捗状況
安全管理	契約図書、施工計画書	安全管理状況及び関係法令の遵守状況
工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、写真、施工図、その他関係書類	施工方法、現場管理状況
施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

2 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法が設計図書及び仕様書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については工事検査官が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては各種の記録（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

3 品質の検査

品質の検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の確認により判断する。

4 出来ばえ検査

出来ばえの検査は、きめ細かさ及び全体的な美観、使い勝手や使用者の安全に対する配慮、関連工事との全体的な調和等について検査を行うものとする。

5 技術提案等の検査

総合評価落札方式により発注された工事において、入札時に受注者から提出された「技術提案」、「工事全般の施工計画」等について、履行状況の検査を行うものとする。

受注者の責により入札時の技術提案の内容が実施されていない場合は、再度の施工を行うものとし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

第 1 1 修補の取扱い

1 検査結果と修補

工事の完成検査時（指定部分検査時含む。）には、検査の結果として、合否の判断をすることになる。しかし、検査時に不合格であっても、その後に修補（補強等も含む）を実施すれば合格（設計図書との適合）となるが、この場合は修補の範囲、期間等の指示が必要となる。

以下に建設工事請負契約書における検査結果と修補の規定を示す。

また、修補を指示した場合の合否の判断等については、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28. 3. 31）の31第47条関係（契約不適合責任）（以下「契約書運用基準」という。）に基づき、第16 契約書運用基準第57条に例示する。

建設工事請負契約書の運用基準について
（防整施第6916号。28. 3. 31）

（検査及び引渡し）

第33条 第1項～第5項 略

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

2 修補の手続き

修補は文書による指示とし、工事目的物の基本的な構造及び機能の欠如などの大規模な修補が必要な場合、不誠実な行為がある場合などを対象とする。

なお、この場合においては、修補内容の「契約不適合」の重大性を考慮し、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく措置を行うものとする。

3 履行遅滞の損害賠償

完成検査時（指定部分検査含む。）、工事検査官が「不合格」と認定し、修補を命じ、工期内（契約書記載の工事完了日）に修補を完了することができない場合は、建設工事請負契約書第57条（発注者の損害賠償請求等）第1項第1号に規定する損害賠償金の請求対象とな。この算定については、契約書運用基準により算定する。以下に、建設工事請負契約書及び契約書運用基準における「発注者の損害賠償請求等」の規定と算定方法の参考例を示す。

建設工事請負契約書（防整施（事）第146号。28. 3. 31）

（検査及び引渡し）

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1） 工期内に工事を完成することができないとき。
- （2） この工事目的物に契約不適合があるとき。
- （3） 第49条又は第50条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（後略）

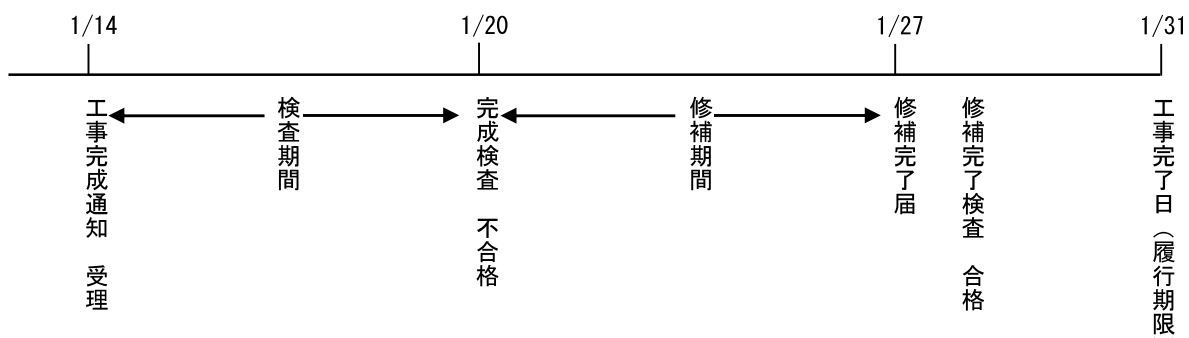
建設工事請負契約書の運用基準について

（防整施第6916号。28. 3. 31）

36 第57条関係（発注者の損害賠償請求等）

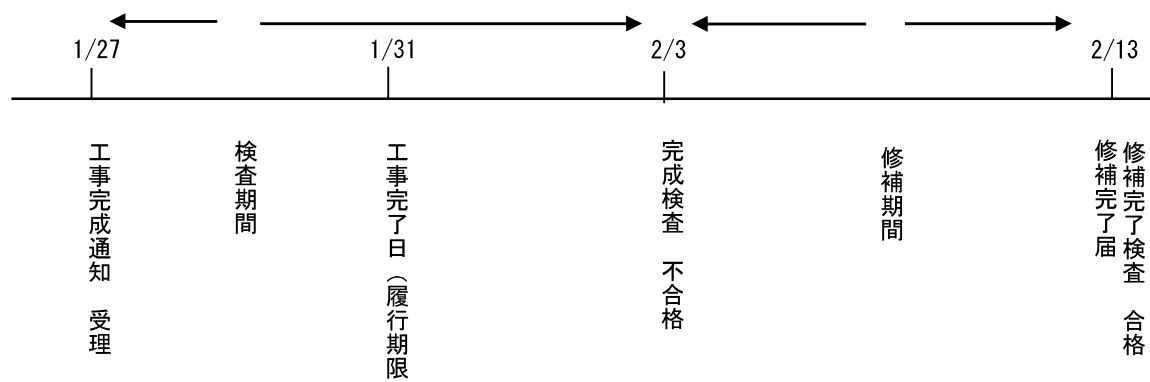
- （1） 検査期間は遅延日数に算入しないこと。
- （2） 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

参考例 1



※ この場合、履行期限内に修補が完了し「合格」となることから損害賠償請求等の対象とならない。

参考例 2



※ この場合、履行期限（1/31）の翌日から修補完了検査（2/13）までの日数（13日）から検査期間（完成通知を受理した日（1/27）から完成検査（2/3）まで）（8日間）を控除した5日が損害賠償請求等の対象日数となる。

※ 完成検査（指定部分検査を含む。）が年度末で修補の確認が年度を越える場合は繰越手続きが必要となるので注意すること。

4 工事完成後の修補請求

建設工事請負契約書第47条第2項に規定する工事完成後の「契約不適合」の修補については、建設工事の引渡し後における契約不適合の修補の措置要領について（通知）（防整技第4999号。令和2年3月30日）に基づき行うものとする。

5 修補指示した場合の工事成績評定

修補指示した場合は、工事検査官が評価する施工管理、出来形及び品質等の修補内容に係わる評定項目について適正に評価を行う。

なお、工事監督官は工事完成時（工事完成通知書の受理）に評定を行うことになっていることから、修補に係わる再評定は行わない。

ただし、法令遵守等に係わる措置があった場合は、措置内容に該当する減点評価を行う。

第 1 2 検査に必要な書類等

契約段階から完成段階までに受注者が工事監督官に提出する書類及び検査時に確認する書類や事項を参考として以下に示すが、工事監督官及び工事検査官は、それ以外の書類等についても必要に応じ受注者に提出又は提示を求めるものとする。

工事検査官は、工事の施工内容や施工条件を勘案しながら必要な書類を監督官及び受注者に提示を求める。

各種の基準及び要領上では、検査時に確認の必要がない書類は存在せず、工事施工の過程で作成された書類は全て検査時の確認対象書類となる。

提出期限及び提出部数については工事監督官の指示によるものとする。

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
契約段階	設計図書及び変更設計図書	-	設計図書により工事内容及び変更工事内容の確認	
	建設リサイクル法第13条に基づく契約書記載事項の確認	契約前	下記について確認 (1)解体工事に要する費用 (2)再資源化等に要する費用 (3)分別解体等の方法 (4)再資源化等をする施設の名称及び所在地	建設リサイクル法第13条 (対象工事は同施工令第2条に依る)
	建設リサイクル法の通知	着手7日前	監督官が都道府県知事宛て通知を行っているか確認	建設リサイクル法第11条
	現場代理人等通知書 (経歴書、各資格試験合格証・資格証の写しを添付)	契約締結後14日以内	下請金額 4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上は監理技術者	契約書第10条
	下請負人通知書	下請負人を選定したとき (発注者が請求したとき)	下請負の施工範囲等の確認 なお、施工体制台帳の写しを発注者に提出することで本通知書の提出を省略することができる	契約書第7条
	【建築、機械、電気通信工事】 電気保安技術者通知書	契約日より14日以内(目安)	電気工作物の工事を行う際に提出する。 なお、氏名等必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付することで提出を省略することができる	仕様書関連
	緊急連絡体制表	工事着手前	施工計画書等に記載することで提出を省略することができる	監督官指導
	契約工程表 (変更契約工程表)	契約締結後14日以内	変更契約工程表は変更箇所を朱書きで記載する	契約書第3条
	建退共掛金収納書 (発注者用掛金収納書の原本)	・ 契約締結後1ヶ月以内 ・ 追加購入時	購入の必要がない場合は理由書の確認 なお、施工体制台帳に掛金収納所を貼付けることで提出を省略することができる	標準現場説明書第16(4)
	総合評価計画書	契約後速やかに	技術提案の対象工事の場合、総合評価計画書にて監督官へ技術提案の説明を行っているか確認 なお、総合評価計画書の内容を施工計画書等に記載することで提出を省略することができる	仕様書関連
	各種保険証券等 ・ 火災保険(写) ・ 組立保険(写) ・ その他必要な保険(写)	保険加入後速やかに	加入保険の内容の確認	契約書関連
	【建築、機械、電気通信工事】 住宅瑕疵担保責任の履行の確保	工事着手前	対象工事の場合、必要な資力確保を行ったことを着手前に監督官へ提出しているか確認 なお、関連設備工事がある場合は設備工事を連名とする	契約書第8条

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
契約段階	工事实績情報（CORINS）の登録報告書（受領書及び登録内容の写しを添付）	契約締結後（工事変更時及び技術者変更時含む）及び工事完成後１０日以内	工事情報の内容の確認	仕様書関連
	施工計画書 ・ 工種別施工計画書	工事の施工前	- 設計変更後の内容の施工計画書 - 適切な技能士の配置 - 安全管理体制や方法 - 安全に関する研修や訓練 - 工種別の品質管理計画 - 一工程の施工及び施工の要領 - 鉛等の塗料の含有規制は問題ないか - 内訳で計上している建設機械の規格に相違がないか - 排出ガス対策型建設機械の使用 - 低騒音型㊤低振動型建設機械の使用	仕様書関連
	施工図	工事の施工前	別契約の施工上密接に関連する工事との納まり、現場との整合性の確認	仕様書関連
	実施工程表	工事着手前	現場説明書の工事概成との整合性が計られ、関連工事との調整、天候、製作期間等が考慮されているか、進行状況報告書との整合、変更契約に合わせて見直しがされているかの確認	仕様書関連
	仮設物設置願書	工事着手前	設置場所、種類及び面積、設置期間等ただし、仮設物の設置場所、種類及び面積、設置期間等必要な事項を施工計画書に記載する場合は、提出を省略することができる	工事監督の実施細目について（防整技第 7165号。28. 3. 31） 第 17
施工段階	施工体制台帳	工事着手後速やかに	工事現場ごとに備え置く及び写しを提出	仕様書関連
	施工体系図	工事着手後速やかに掲示	工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示。また、写しを提出 また、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の確認	
	貸与品借用書及び受領書	貸与品を引渡すとき	品名、数量、規格等を設計図書と照合	契約書第 15 条
	支給材料借用書及び受領書	支給材料を引渡すとき	品名、数量、規格等を設計図書と照合	工事監督の実施細目について 第 32
	実績価格調査票	協力会社等との契約後速やかに	見積活用方式の対象工事である場合、受注者の見積価格と実績価格について確認を行う	仕様書関連

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
施工段階	調査及び標準図	特記による	調査及び詳細図等作成者通知書、調査・詳細図・数量調書等承認願書等により、詳細図等の作成に伴う成果物や書類の手続き確認 また、精算の変更契約後に着手しているか確認	仕様書関連
	工事連絡会議	随時	工事連絡会議を設置した場合、受注者等からの疑義は解決して現場に反映されているか議事録等により確認 費用は適正に精査されているか確認	建設工事における工事連絡会議の実施要領について (防整技第7402号。28.4.1) 仕様書関連
	計画通知との照合	随時	計画通知の副本等の内容確認を行っているか。疑義があった場合は監督官と協議を行っているか確認	監督官指導
	敷地状況の確認 (保安距離の実測)	位置確認時及び 工事完成後	火薬庫整備において、既存火薬庫又は新設火薬庫からの保安距離の実測の確認	自衛隊施設の火薬庫整備における保安距離の確認について(防整技第14535号。令和2年9月15日)
	工事材料搬入報告書	材料搬入後速やかに	規格・仕様等を設計図書と照合 ただし工事写真を提出、打合せ簿に記載すること等により提出を省略することができる	工事監督の実施細目について 第12 仕様書関連
	工事打合せ簿	随時	工事に関し、指示、協議、通知、報告、承諾、提出、届出その他の事項が発生した場合に作成したか確認	工事監督の実施細目について 第11 契約書第19条 仕様書関連
	工事進行状況報告書	翌月の5日まで	出来形等の確認	工事監督の実施細目について 第19
	細部工程表	月間、週間	ただし、進行状況報告書等へ添付する場合は、提出を省略することができる	仕様書関連
	工事現場の迅速対応	その日のうち	情報共有システムのワークフロー機能にて監督官へ報告を行っているか確認	仕様書関連
	工事事務報告書	直ちに	建設事故を発生させた場合に作成したか確認	仕様書関連

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
施工段階	週休２日制工事（現場閉所型）	現場閉所計画書：工事着手の１週間前までに 現場閉所実績報告書：翌月10日までに アンケート：工事完成後	現場閉所計画書、現場閉所実績報告書において達成状況の確認 アンケートの記入の確認	週休２日制工事の試行について（防整技第４８３３号。令和４年３月２３日） ６（１）エ仕様書関連
	週休２日制工事（現場非閉所型）	休日取得計画書：工事着手の１週間前までに 休日取得実績報告書：翌月10日までに アンケート：工事完成後	休日取得計画書、休日取得実績報告書において達成状況の確認 アンケートの記入の確認	週休２日制工事の試行について ６（２）エ仕様書関連
	発生材調書（数量決定根拠資料、状況写真添付）	発生材が生じたとき	発生材がある場合、発生品目、数量、現場の保管状況の確認	工事監督の実施細目について 第４４仕様書関連
	工期延長願 ・事前協議の実施 ・工期変更協議書の提出	工期延長が必要と判断されたとき	乙の責に帰すことができない事由か否かの確認、延長工期の妥当性の確認	工事監督の実施細目について 第２２
	中間技術検査結果報告書（監督官作成）	中間技術検査を行った者から必要な措置を取らせるよう指示があった場合	適切な時期に実施され、改善を要する場合は工事打合せ簿による指示の確認	技術検査要領について（防整技第７４０８号。２８．４．１）
	請負工事既済部分検査願書	検査予定日の概ね２週間前		契約書第４０条
	指定部分完成通知書	完成後ただちに		契約書第４１条
	指定部分引渡書	検査後		契約書第４１条
	工事一時中止時に係る資料	工事一時中止後	工事一時中止を実施した場合、一時中止に係る資料（現場管理計画書、工期短縮計画書、巡回報告書、工事一時中止に伴う増額費用の見積書に係る根拠資料等）の確認	建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第１４６００号。令和３年８月２６日）
	熱中症対策に係る資料	随時	一般的な熱中症対策に関する項目以外を実施する場合、受発注者間での協議、対策期間及びその期間の気象データは整理されているか、対策に使用した資料等の一覧表、写真や領収書の確認	建設工事における熱中症対策に係る費用について（防整技第５００７号。令和２年３月３０日）

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
施工段階	再資源化等報告書	再資源化等が完了したとき	発注者に書面で報告し、実施状況に関する記録を作成、保存しているかの確認 処分・運搬の契約書、適切な業者を選定し処理が行われているか、現場から処分場までのルートの確認、写真、マニフェスト、処分数量と特記数量の整合性、運搬車両（写真とマニフェストの整合性）等の確認	建設リサイクル法第18条
	化学物質の濃度測定	随時	化学物質の濃度測定を行った場合、結果の確認し、指針を超えていないか、超えた場合は適切な措置を講じているかの確認	仕様書関連
完成段階	完成通知書	完成後ただちに		契約書第33条
	引渡書	検査後		契約書第33条
	工事概要書	随時	検査官等による検査を行う場合、工事の概要を記し検査の円滑化を図るために作成する	
	保全に関する資料 ▪ 施工業者連絡先 ▪ 主要機材メーカーリスト ▪ 保守に関する説明書 ▪ 取扱説明書 ▪ 保証書 ▪ 見本・カタログ等 ▪ 官公署届出書等 ▪ 予備品 1式	検査後	各種保全の保証書・説明書等が目次等により整理され、不具合等による対処の連絡先等が記載されているか確認	仕様書関連
	工事写真	随時	営繕工事写真撮影要領を参考に、特に後日、施工によって隠蔽される箇所や目視できない部分の確認	契約書第14条 仕様書関連
	出来形管理資料 ▪ 出来形管理表 ▪ 出来形管理図	随時	計測記録等の確認	仕様書関連
	品質管理資料 ▪ 各種試験成績書 ▪ 品質証明書 ▪ 規格証明書	随時	▪ 試験結果の確認 ▪ 製造メーカー証明書	仕様書関連
	安全管理資料 ▪ 各種安全訓練、教育等	随時		仕様書関連

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
完成段階	施工管理資料 ・材料検査簿 ・立会確認 ・内訳書の数量と主要資材の確認 ・各種打合せ記録 ・社内検査報告書 ・産廃管理標（マニフェスト） 写し	随時	仕様等確認 段階検査等の確認 品質の確認 打合せ内容の確認	仕様書関連
	完成図書 ・工事完成図 ・機器完成図 ・機器試験成績書 ・完成写真	随時	工事内容が適切に反映され、現場の出来形と同じ内容となっているか確認	仕様書関連
	国有財産登録資料等 ・国有財産図 ・国有財産等目録（監督官作成）	工事の完了を確認した日		自衛隊施設の建設工事（直轄工事）に係る国有財産登録資料等の受渡しの実施について（防整第15718号。27.10.1）
	電子納品	工事の完了を確認した日	手引き等により適切なフォルダ構成・保存となっているか、電子納品チェックシステムによるチェックを行っているか確認	仕様書関連
	総合評価実施報告書・確認表	技術提案の完了後	対象工事である場合、監督官が実施状況の確認を行っているか確認	仕様書関連
	情報共有システム	随時	対象工事である場合、契約書等で利用期間の確認	情報共有システムの実施要領について（防整第20119号。令和2年12月18日） 仕様書関連
	遠隔臨場	随時	対象工事である場合、遠隔臨場に係る機器類等及びリース期間を契約書等で確認	仕様書関連
	無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止	随時	撮影動画等のクラウドへの保存機能の停止等の仕様の確認	仕様書関連

提出時期	提出・確認書類名	提出期限	摘 要	備 考
完成段階	道路清掃員の作業日報	工事完了後	道路清掃員を計上する場合、施工計画書に基づき道路清掃を行うものとし、作業日報には清掃作業が確認できる写真を添付すること	建設工事における道路清掃員の算定に関する細部事項について（防整技第6039号。令和4年3月30日）
	サイバー攻撃等情報漏えい発生時の連絡体制	随時	工事に係る電子データの作成、管理等について、サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏えい、データ破壊、システム障害等があった場合の対応の確認	仕様書関連
	工事関係書類の適正な管理	随時	ウィルス対策ソフトを常に最新の状態に保っているか、ファイル交換ソフトがインストールされていないかの確認	建設工事及び技術業務委託に係る関係書類の適正な管理について（防整技第7399号。28. 4. 1）
	工事の現場管理	随時	工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用の確認	仕様書関連
	創意工夫	随時	創意工夫の状況の確認	
	各種手続き	随時	申請や届出等、官公署へ提出が必要な書類が提出されているか確認	
	検査記録結果報告書	随時	社内検査、監理検査、監督官下検査が品質管理計画等に基づき実施されているか確認	
	設計変更図の変更事項の根拠資料の確認	随時		契約書第19条関連
	現場説明書の記載事項（備品・リース等）の確認	随時	監督官事務所、監理事務所、監理用車両、監督官事務所備品、快適トイレの設置 上記についてそれぞれの仕様、リース期間、数量と設置期間の確認できる写真、契約書等	仕様書関連、現場説明書等
	【離島等の工事】 労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合、変更項目の根拠資料の確認	随時	離島等の建設工事において、労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合は根拠資料をもって確認し、精算をする	仕様書関連、現場説明書等

第 1 3 建築工事検査ポイント

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
仮設工事	指定仮設	指定仮設が設計図書のとおり設置されているか確認。 (仮囲い、敷き鉄板、山留め等)	○		○	施工計画書、写真
		工法、形状、保安管理（台風、地震、盗難等）の確認	○		○	施工計画書
	快適トイレの設置	仕様、設置期間の確認。	○		○	施工計画書
	監督官事務所等	補足説明事項による監督官事務所・警備員等の確認。	○		○	仮設物設置願書 写真
	道路清掃員等	指定された道路清掃員等について適切な計画がされ、勤務記録の確認。	○		○	施工計画書、 現場説明書、 写真、勤務記録等
	敷地の状況確認 及び縄張り	縄張り等により建築物等の位置の検査結果の確認。	○	○		検査資料
	ベンチマーク	ベンチマークの位置、高さ、設置の方法等の検査結果の確認。	○	○	○	検査資料
	遣方	建築物等の位置及び水平の基準を表示し検査結果の確認。	○	○	○	検査資料
	整理清掃後片付け	工事目的物及び工事エリアの清掃状況を確認。		○		
土工事	根切り	根切り底の状態、土質及び深さの検査結果の確認。	○	○	○	施工計画書、検査資料
		地下水の処理状況の確認。		○	○	
	山留め	種別、施工場所、設置期間、点検記録、撤去状況の確認。			○	
	土質の確認	写真等により土質調査報告書と土質が合っているか確認。		○	○	
	土壌汚染	試験結果を確認し基準値以下であることを確認。	○			
	地中埋設物・障害物	地中埋設物・障害物等の発生・処理状況を確認。	○		○	工事打合せ簿
	運搬、処分	過積載はないか、許可を受けた業者により適切に運搬されているか、処分は適切に分別され処分しているか確認。	○		○	施工計画書、 残土受入伝票
	発生土処理	発生土仮置き場に堆積及び敷き均しする場合に、発生土の飛散防止対策等が適切に実施されているか確認。		○	○	
	埋め戻し・盛土・購入土	施工方法・購入土の種類・転圧状況の確認。		○	○	仮置き土の実施記録、 納品書類等

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
地業工事	地盤の確認	試験等により地盤の図面の地耐力が確保されているかの確認。	○		○	報告書
	材料（杭）	種類、径、長さが、設計図等を満たしているか確認。	○	○	○	報告書
	施工方法	各工法による施工方法は適切か確認。	○	○	○	設計書、施工計画書
		杭頭の処理、継手部分の溶接状況の確認	○	○	○	設計書、施工計画書
	支持層の確認	試験杭等により、適切な杭材長さの選定がされているか確認する。	○		○	報告書
	杭等位置出しの確認	施工図等により位置出しが計画され、現場でも間違いが無かったか確認。	○		○	報告書
	地盤改良の場合の六価クロム溶出試験の確認	六価クロム溶出試験による結果の対処が適切に実施されているか確認。	○		○	濃度計量証明書
	杭頭位置の確認	芯ズレがあった場合の補強方法等について確認			○	報告書
	砂利	品質・敷きこみ厚さ・施工範囲の確認	○		○	品質証明書等
	防湿層	品質・施工範囲・のみ込みの寸法・重ね寸法の確認 防湿層下の目つぶし砂は行っているか確認。	○		○	品質証明書等
	捨てコンクリート	品質・施工範囲・厚さの確認。	○		○	品質証明書等
鉄筋工事	材料	種別、径等が規格を満たしているか確認。	○		○	規格証明書、ミルシート
	加工及び組立て	損傷、切断、溶接、フックの有無の確認		○	○	
		主要な配筋は、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等の検査結果の確認。	○	○	○	施工図又は検査記録
		鉄筋の補強の確認。	○	○	○	施工図又は検査記録
コンクリート工事		ガス圧接は目視及び超音波探傷試験により適切に圧接されているか確認。	○	○	○	報告書
	材料	設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料の品質の確認。	○			コンクリート材料の試験成績表
	調合	計画調合の承諾の確認。	○			計画調合表
	品質管理	調合の調整及び試験用の材料の採取の確認。	○			計画調合表
	運搬	工場から現場までの運搬方法、時間が適切か確認。	○			コンクリート打設計画書
	打設	圧送、打込み、打継ぎ、養生及び打設足場、補修の良否の確認。		○	○	
		型枠の種類の確認。		○	○	
		コンクリート打継面、梁底等の清掃状況の確認。		○	○	
	出来形図	各部の出来型寸法が設計図を満足しているか、また、品質について、柱、壁の下部にじゃんか・クラックがないことの検査結果の確認。	○	○	○	検査記録
	止水板の設置	現場施工後、不可視となる、止水版が適切に設置されているか確認。			○	
	打ち放し仕上面の処理	処理が適切に実施されているか確認。		○		

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
鉄骨工事	材料	材質、規格品、形状等の確認がなされているか確認。	○		○	設計図書、規格証明書（ミルシート）
	工作一般	切断及び曲げ加工の確認。	○	○		承認図
		垂鉛めっき処理のめっき量、方法等が、適切か確認。		○	○	
	高力ボルト接合	高力ボルト締付け後の検査結果の確認。	○		○	検査記録
		二重ナット等で適切に接合されているか確認。		○	○	
	接合部の試験	超音波探傷試験の確認。	○		○	報告書
	アンカーボルト	芯出し、径、形状、数量の確認。	○	○		設計書
	建て方	建方の完了後、形状及び寸法精度を検査結果の確認。 下げ振りにより柱や壁の傾斜を測定	○	○		検査記録
	錆止め塗装	下地処理、塗布量、不可視部分への塗布等が適切に施工されているか確認。		○	○	
	耐火被覆	吹き付け厚、検査成績書、耐火性能の表示、品質管理方法	○	○	○	
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	材料	種類、厚さが設計図書を満足しているか確認。	○			施工計画書 納入書
		コンクリート、鉄筋、モルタルは工種毎の仕様により適切に選定しているか確認。	○	○	○	納入書
	鉄筋の加工及び組立	がりょう、基礎等への定着、壁横筋のフック、かぶり厚さは適切に確保されているか確認。	○	○	○	施工図
	ブロック積み等	1日の積上げ高さの限度は1.6m程度としているか確認。	○			施工計画書
	モルタル及びコンクリートの充填	水湿し、充填、かぶり厚さは適切に実施されているか確認。	○	○	○	施工計画書
	ALCパネル・押出成形セメント板	各種取り付け工法による種別は設計図等を満たすものとなっているか確認。	○	○	○	施工図
		特殊な工法は製造所の仕様により確認	○	○		施工図、メーカー仕様書
		溝掘り、孔あけ及び開口部を行った場合は適切に処理されているか確認。		○	○	

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
防水工事	材料	種類、材質は特記仕様書等により適切に決定しているか確認。	○			施工計画書 納入書
	防水層の種類、種別及び工程	特記仕様書による種別に対する工程及び使用量は適切か確認。		○	○	
	施工（下地）	床はコンクリート直均し仕上げとしているか確認		○	○	
		立上りはコンクリート打放し仕上げB種としているか確認。		○	○	
		入隅及び出隅の仕上げは、45度に仕上げているか確認。		○	○	
	施工（張付け）	出隅、入隅及びスラブの打継箇所等の増し張りは適切に行われているか確認。		○	○	
		平場は、空隙、気泡、しわ等が生じないように実施されているか確認。		○	○	
		継ぎ目は、100mm以上の重ね合わせされているか確認。		○	○	
		ルーフトレイン、配管等のストレッチルーフィングは300mm以上の増し張りとしているか確認。	○	○	○	
	施工（塗膜防水）	施工順序、使用量、空隙の有無及び水勾配、塗むら等が適切に実施されているか確認	○	○		防水仕様書
	保護層等の施工	保護コンクリートは溶接金網を設置し、150mm以上重ねているか確認。	○	○	○	
		保護コンクリートの仕上げは床コンクリート直均しとし、所要の勾配に仕上げられているか確認。		○		
		伸縮調整目地は外周の立上り仕上面から600mm程度、中間部は縦横3,000mm程度として設置されているか確認。		○		
石工事	防水保証書	施工保証書の確認、保証期間、保証内容は適切か確認	○			施工保証書
	材料（シーリング）	施工部位、材質等に合った材料の選定となっていたか確認。	○			納入書
	施工（シーリング）	下地処理（バックアップ材）、プライマー塗り、充填の方法は適切か確認。		○	○	
	防水施工	防水層の施工の検査結果の確認。	○	○	○	検査記録
	材料	石材の大きさは0.8㎡以下としているか確認。		○	○	
		石材の粗面及び磨き仕上の種類は仕様書によっているか確認。		○	○	
	施工	下地面の寸法精度は適切か確認。		○	○	
	各種石張り	補強金物、裏詰めモルタルの確認		○		
石工事		表面仕上げの種類、養生及び清掃の確認		○		
	床の石張り	取付け代は適切に確保され、下地ごしらの敷きモルタルををむらなく敷き、据付けは、不陸、目違いのないよう施工されているか確認。		○	○	
	その他	階段、アーチ、上げ裏、笠木、甲板、隔て板等等について仕様書等に基づき施工されているか確認する。		○	○	

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
タイル工事	伸縮目地及びひび割れ誘発目地	垂直方法は柱形のない場合、柱形のある場合により適切な位置に設けられているか確認。		○	○	
		その他、屋内の入り隅、建具枠回り及び設備機器との取り合い部に設置されているか確認する。		○	○	
	施工後の確認及び試験	全面において、打診棒等により浮きがないかの確認がなされているか		○		
		接着力試験は100㎡ごと及びその端数につき1個以上かつ全体で3個以上とし、強度は満足しているか確認。	○	○	○	試験結果報告書
	材料	モルタルの調合は、工法、施工箇所により適切に調合されているか確認。	○		○	
	施工	モルタル塗りのコンクリート素地面をMCR工法及び目荒らし工法とする場合は各工種の仕様によっているか確認。		○	○	
		壁タイル張りの張付けモルタルは種別と工法により塗厚を設定し、設けているか確認。		○	○	
	引張接着試験	屋外のタイル張り、屋内の吹抜け部分等の壁タイル張りの検査結果の確認	○	○	○	検査記録
木工事	表面仕上げ	仕上げの程度は特記の仕様となっているか確認。		○	○	
	継手及び仕口	継手は乱に配置されているか、その他図面等の仕様を満たしているか確認。				
	材料	木材について含水率、樹種、品質等は使用箇所により適切に選定されているか確認。	○	○	○	
	防腐処理	特記で示した仕様とし、塗り回数は2回としているか確認。	○	○	○	
	防蟻処理	特記で示した仕様としているか確認。	○	○	○	
	防虫処理	特記で示した仕様としているか確認。	○	○	○	
	各部材	仕口及び継手、仕上げの良否の確認		○		

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
屋根及び とい工事	材料	塗膜の耐久性の確認、めっきの付着量の確認、厚さの確認、折板葺は、重ね形、はぜ締め形等の区分を確認する。		○		
		とい、ルーフトレイン等の材料は特記により設置されているか確認。とい受け金物は溶融亜鉛めっきを行ったものとなっているか確認。	○			
	工法	建築基準法に基づき定められた風速等について確認されているかを確認する。	○			
		長尺金属板葺はアスファルトルーフィング、折り曲げ、小はぜ掛け等を適切に考慮し、設置されているか確認。		○	○	
		折板葺はタイトフレームの取り付け間隔、ケラバ金物等の設置状況を確認し、隅肉溶接、錆止めが適切か確認。		○	○	
		断熱材を設置する場合は、取付け金物等を確認し、落下防止対策がとられていることを確認。		○	○	
	施工	といの下がり止めは適切に設置されているか確認。		○	○	
		といの貫通部には床は幅木、天井取り合い部は回り縁を設置されているか確認。		○		
		雨水の流量計算がされ、といが適切な配置となっているか確認				
		とい、靴洗い場、玄関マット等からの配管が適切に雨水枦へ接続されているか確認。			○	
金属 工事	一般事項	取付方法、接触腐食の防止、養生等の適否の確認		○		
	工法	金物を取付けるあと施工アンカーは適切に引き抜き耐力について試験されているか確認。	○	○	○	
	表面処理	各種表面仕上げを特記のとおり実施されているか確認。		○	○	
	材料	軽量鉄骨天井下地及びインサートの取り付け金物は防錆処理が行われているか確認。		○	○	
		軽量鉄骨壁下地の開口補強材及び取り付け金物は防錆処理が行われているか確認。		○	○	
	形状及び寸法	軽量鉄骨天井下地の、野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔等は適切に設置されているか確認。		○	○	
		軽量鉄骨壁下地はスタッド高さによる区分としているか、スタッドの間隔は仕上の形状に合わせた間隔としているか確認。		○	○	
	工法	溶接箇所は、適切に錆止め塗料にて塗り付けられているか確認。		○	○	
		天井ふところが1.5m以上の場合は吊りボルトと同材等に吊りボルトの補強を行っているか確認。		○	○	
	手摺及びタラップ	手摺の高さ、小口、間隔、固定度、溶接の良否の確認。		○	○	
		タラップの継手、取付位置、固定度の確認。		○	○	
	アルミニウム笠木	種別、形状、施工場所、固定度の確認。		○	○	

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
左官工事	材料	セメント、細骨材、水、混和材、保水剤等は選定が適切か確認。	○			納入書
	調合及び塗厚	塗厚は下地、施工箇所により施工されているか確認。		○	○	
		床以外の場所で、1回の塗厚は、原則として7mm以下としているか、また、全塗厚は25mm以下としているか確認。		○	○	
		セルフレベリング材塗りの標準塗厚は10mmとして施工されているか確認。		○	○	
	下地処理	コンクリート床面はコンクリート硬化後、なるべく早い時期に塗付けを行っているか確認。	○			施工計画書
		コンクリート等床面はデッキブラシ等で水洗いを行っているか確認。	○			施工計画書
	下地等の清掃水湿し及び補修	コンクリート面等の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行っているか確認。	○			施工計画書
	工法	下塗り、むら直し中塗り、上塗りを適切に行い、施工箇所によった仕上げとなっているか確認。		○	○	
建具工事	所要量の確認	仕上塗材仕上げの確認は見本帳又は見本板により、色合い、模様、つや等の程度が同等であり、塗り面の状態により、むら、はじき等が無いことを確認。	○	○	○	見本帳・見本板
	性能及び構造	耐風圧性、気密性、水密性が特記仕様書のとおり確保されているか確認。	○			施工計画書 品質証明書等
		その他、要求性能を満たす仕様となっているか確認。	○			施工計画書 品質証明書等
	材料	鋼製のものは亜鉛めっき等の防錆処置を実施しているか確認。		○		
		アルミニウムに接する小ねじ等の材質はステンレスとしているか確認。		○		
		ガラスはJISによっており、防火戸の場合は建築基準法又は認定を受けた材となっているか確認。	○			施工計画書 品質証明書等
		スラット及びシャッターケース用鋼板はJISG3302又はJISG3312としているか確認。				
		重量シャッターのスラットとガイドレールのかみ合わせは内法寸法により製作されているか確認。		○		
		軽量シャッターのスラットとガイドレールのかみ合わせは40mm以上としているか確認。		○		
		ガラスの厚みが設計図書どおりであるかガラスシクネスゲージ等により確認。		○		
		直接目視できない天端や下端の塗装状況を点検鏡を用いて確認。		○		
	形状及び仕上げ	アルミニウムの表面処理は適切か確認。	○			皮膜試験の結果
		枠、かまち等に用いるアルミニウム板の厚さは1.5mm以上となっているか確認。				
		鋼板類の厚さは区分、使用箇所により適切な厚さとなっているか確認。	○			
		製品の許容差はJISによっているか確認。		○	○	

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
建具工事	工法	取り付け部のアンカーは両端を逃がした位置より、500mm以下の間隔となっているか確認。		○	○	
		付属部品の取り付け箇所には必要な補強を行っているか確認。			○	
		建具廻りのモルタル詰めは適切に施工され、空隙等がないか確認。		○		
		網入りガラスは防錆処理を行っているか確認。			○	
	その他	建具の寸法、形状、金物等は設計図等により設置されているか確認。		○		
		機構は円滑に動作しており、施錠等も容易か確認。			○	
		建具の全面において、傷、へこみ、色むら、付着物等はないか確認。			○	
		マスターキー等の有無は特記仕様書により製作されているか確認。		○		
カーテンウォール工事	一般事項	耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性等の諸性能が設計図等を満たしているか確認。	○			各種性能保証書
	形状及び仕上げ	寸法、形状が設計図を満たしているか確認。		○	○	
塗装工事	材料	特記仕様書によりF☆☆☆☆を使用しているか確認。	○		○	材料証明書
		防火材料の指定がある場合は建築基準法及び認定を受けたものを使用しているか確認。	○			材料証明書
	塗膜面の確認等	塗り付け量又は標準膜厚の確認。	○		○	施工計画書
	素地ごしらえ	下地の材料に応じた工程とし、種別は特記仕様書等により実施されているか確認。			○	
	各種塗り	材種毎の種別、工程、種類、塗り付け量、標準膜厚としているか確認。	○	○	○	施工計画書
	その他	刷毛むら、洩れ、汚れの有無の確認。使用数量と設計数量の確認		○		

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
内装工事	一般事項	種別（寸法等）と施工場所の確認		○	○	（見本品）
		特殊工法はメーカー仕様により確認	○	○		メーカー仕様書
		下地材の垂直度、通りの良否の確認		○		
	材料	ビニル床シート、ビニル床タイルの、厚さは設計図等によっているか確認（ビニル床シート種類は特記が無ければFS）。	○			材料証明書
		帯電防止床、視覚障害者用床、耐動荷重性床の種類、性能、厚さ等は設計図等によっているか確認。	○			材料証明書
		ビニル幅木の厚さ、高さ等は設計図等によっているか、厚さは標準標準仕様書どおりか確認。	○			材料証明書
		接着材は施工箇所により、種別が選定されているか確認。	○			材料証明書
		カーペットの種別は標準仕様書により、織り方及びパイルの形状は特記仕様書によっているか確認。	○			材料証明書
		天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定及び認定を受けているか確認。	○			材料証明書
		ボード等に使用する小ねじ等は鋼製のものは垂鉛めっき等の防錆処置を行い、錆びやすい箇所はステンレス製としているか確認。	○	○		材料証明書
		ホルムアルデヒド放散量は特記ない限りF☆☆☆☆としてるか確認。	○			材料証明書
	施工	表面の傷等のへこみは適切に補修等を行い、突起等はサンダー掛け等を行い平滑にしているか確認。		○	○	
		出入口際、柱付き等は隙間のないように切込みを行っているか確認。		○		
		接着剤は空気だまり、不陸、目違い等ないように張られているか確認。		○		
		熱溶接は、確実に溶接されているか確認する。		○		
		立上り部は確実に接着され剥がれが無い。		○		
		カーペットの工法はカーペットの種類により実施されているか確認。	○		○	施工計画書
		合成樹脂塗床の工法、仕上げは適切に実施されているか確認。		○	○	
		フローリング張りの素地ごしらえ、塗装は適切に実施されているか確認。		○	○	
		畳はへり幅をは表の筋目通りよく、たるまないように、針足寸法に合わせて縫い付けており、取っ手を付けているか。また、段違い、隙間、不陸等ない確認。			○	
		壁ボード類は原則として水平目地を設けず、目地通りよく、不陸、目違い等ないよう施工されている確認。		○		
		ボード類の留付け間隔は適切か確認。		○		
		壁紙の接着剤で、湿気の多い場所は防かび剤入り接着剤およびシーラーを使用しているか確認。	○			材料証明書
		壁紙はたるみ、模様等の食違いがないよう施工されているか確認。		○		
		防火材料の指定及び認定を受けた場合は適切な表示を行っているか確認。		○		
		断熱材、防露材は性能を損失しないよう施工され、設計図等による厚さが確保されているか確認。		○	○	

【建築工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
ユニット及びその他工事	一般事項	製品の使用性、耐久性に対し、有害な欠陥がないか確認。		○	○	
	階段滑止め	材種、形状、寸法、取り付け方法等の良否の確認		○	○	
	床目地棒	材種、形状、寸法、取り付け方法等の確認		○	○	
	フリーアクセスフロア及びトイレブース	材種、形状、寸法、工法の確認		○	○	
	ブラインド	材種、形状、取り付け方法の確認		○	○	
	カーテン	材種、形状、付属金属、工法の確認		○	○	

第 1 4 土木工事検査ポイント

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備 考
特記仕様書記載事項						
一般事項	諸経費動向調査	調査票を作成し監督官に提出されているか。	○			
	ICT	ICT活用工事の有無	○			
		出来形管理は施工計画書に記載した管理方法で実施しているか。	○		○	
		「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」に基づき品質管理がなされているか。	○		○	
		３次元施工管理データが、工事完成図書として電子納品されているか。	○			
		ＩＣＴ活用工事用データで使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式について、事前に監督官と協議されているか。	○			
		活用効果等に関する調査が行われているか。	○			
		ＩＣＴ建設機械の稼働実績について、確認できる資料を監督官に提出しているか。また、稼働実績が認められない場合、変更しているか。	○			施工成績への反映

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	共通	表土除去は指定された場所に運搬し見栄え良く敷均しされているか。		○	○	
		表土、伐採木、除根及び廃プラ等を処分した場合、マニフェストが提出されているか。	○		○	
		仕様書記載の処分数量が確認できるか。	○			
		現場内より発生する金属類は、指定された場所に集積し、発生材調書（数量、写真、集積位置図等を含む。）が監督官へ提出されているか。	○	○	○	
		現場内より発生する目通り径 10 cm以上の立木の幹材は、仕様書に示された長さに切り揃え、指定された場所に集積し、発生材調書（数量、写真、集積位置図等を含む。）が監督官へ提出されているか。	○	○	○	立木が発生材の場合
	土工事	建設発生土を基地外処分とした場合、適正に処理されたことを監督官が確認できるよう搬出伝票等により管理されているか。	○		○	
		設計土層に変更が生じた場合、写真等によりその位置が明確に判断できる資料を作成し、監督官と協議されているか。	○		○	
	基礎工事	基礎杭の支持力が、仕様書に示された数値以上となっているか確認できるか。	○			
		杭の支持層への根入れ長さは、1 D（D：杭直径）以上を確保したことが確認できるか。	○			
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接（継手部）において、放射線透過試験及び浸透探傷試験（溶接除去性染色浸透探傷試験）の結果が確認できるか。	○		○	- 溶接 20箇所ごとに1箇所（任意の箇所）の放射線透過試験 - 全溶接箇所において杭全周の浸透探傷試験
		コンクリート杭において、浸透探傷試験の結果が確認できるか。	○		○	全溶接箇所
		基礎地盤面において、平板載荷試験を実施し、地盤の極限支持力が仕様書で示す支持力以上あることを確認できるか。	○		○	
	コンクリート工事	現場配合の決定に当たって、配合試験が実施されているか。	○		○	
		水槽等は、防水施工に先立ち24時間以上の満水試験を行って、漏水が無いことを確認できるか。	○	○	○	

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	路床及び路盤工事	路盤工事前にCBR試験を行い、仕様書に示された設計CBRについて現場確認されているか確認できるか。	○		○	
		セメントコンクリート舗装用路床の設計K値について、路床の最終仕上げ後に平板載荷試験を行い、仕様書に示されたK値について現場確認されているか確認できるか。	○		○	
		セメントコンクリート舗装用路盤は、最終仕上げ後、平板載荷試験を行い、仕様書に示されたK値について現場確認されているか確認できるか。	○		○	
		路盤を人力施工する場合、1層の仕上がり厚が仕様書に示されたものとなっているか。	○		○	- 下層路盤 20 cm まで - 上層路盤 15 cm まで
		砕石敷きは、1層仕上がり厚 20 cm 以下とし、締固め度は下層路盤工に準じているか。	○		○	
		路床改良において、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領（案）」により、結果が確認できるか。	○		○	
		路床改良において、施工に先立ち、現地採取土による配合試験を実施し配合検討書を作成しているか。	○		○	
	コンクリート舗装工事	舗装用コンクリートの施工に当たって、配合報告書を提出されているか。	○		○	
		仕様書に示された養生が確認できるか。			○	
	アスファルト舗装工事	混合物のマーシャル安定度試験基準値は、共通仕様書の基準値を満足しているか。	○			共通仕様書参照
		現場配合する場合、共通仕様書の基準値を満足しているか。	○			共通仕様書参照
		乳剤散布量を確認できるか。	○		○	- プライムコート 1.2ℓ/㎡ - タックコート 0.4ℓ/㎡
		マーキングに使用する材料、塗布量及び色が確認できるか。	○		○	- 熔融式厚さ 1.5mm - 常温式 0.4ℓ/㎡ - ガラスビーズ 13.3kg/100㎡

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	給排水工事	本管分岐の施工に先立ち、試掘を行い、既設給水本管の位置、管種、管径及びその他の埋設物の有無を確認されているか。	○		○	
		排水管の埋戻しに当たっては、管の上部約30cmまでは人力にて入念に締固めを行っていることを確認できるか。			○	
		受水槽及び浄化槽については、施工図（基礎等を含む）を提出し、監督官の承諾を得ているか。	○			
		地上式の受水槽及び浄化槽の基礎等は、地震動に対する検討（転倒・滑動・支持力・曲げ耐力・せん断耐力）を行い、監督官の承諾を得ているか。	○			
		給水管の土被り厚はとれているか。とれない場合、は保護巻き等対策が実施されているか。	○		○	
		汚水桝、人孔等に使用する鋳鉄蓋が防臭型であることが確認できるか。	○	○	○	
		浄化槽の能力等が仕様書に示されたものであると確認できるか。	○	○	○	
		保温工事の施工種別及び保温材の厚さは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によるものであると確認できるか。	○		○	
		消火用ポンプは、消防法の規定に適合したものか確認できるか。	○	○	○	
		ホース格納箱は屋外自立型（ホース掛け式）とし、付属品は仕様書に示されたものを満足しているか。	○	○	○	
	給排水工事	消防用設備等の届出及び検査について、事前に監督官と調整し、消防法に基づき諸手続を行い、工事完成検査前に当該消防署の検査を受けたか確認できるか。	○		○	・届出は監督官
		水圧試験は仕様書に定められた圧力及び保持時間で実施されているか確認できるか。	○		○	
		市町村の条例等にもとづく給排水工事申請（届出）については、事前に監督官と調整し、手続きがなされているか確認できるか。	○			・届出は監督官
		管渠、開渠及び函渠の施工に当たっては、共通仕様書に規定する出来形管理基準値を満足しているか。	○			・共通仕様書参照
	法面工事	盛土法面整形において、土羽部の厚さが30cmであることを確認できるか。	○	○	○	
		法面整備工事の施工に当たって、施工計画書（配合計画等含む）を提出し、監督官の承諾を得ているか。	○			
		植生基材吹付けに使用する種子の選定及び配合について、仕様書記載の在来草本類の植物を含めて導入しているか確認できるか。	○		○	

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	環境整備工事	張芝工は、仕様書で示した種類等を満足しているか。	○	○	○	・芝串（芝1枚当たり3本） ・肥料（1.2kg/100㎡散布）
		種子散布工（種子吹付工）に使用する種子等の配合について、発芽率を考慮の上決定し、監督官の承諾を得ているか。	○			
		種子散布（吹付）工に使用する種子の選定及び配合について、仕様書記載の在来草本類の植物を含めて導入しているか確認できるか。	○		○	
		門扉の製作に当たっては、あらかじめ監督官に承諾函を提出し、承諾を得ているか。	○			
		金網柵・格子柵を構成する各部材は、仕様書に示された速度圧及び抗力係数(1.2)考慮し構造計算を行ったものを確認できるか。	○			
		金網柵・格子柵の上胴縁は、仕様書に示された積雪荷重を考慮し構造計算を行ったものを確認できるか。	○			
		金網柵及び格子柵の基礎は、施工前にサウンディング試験等で地耐力を確認しているか。	○		○	
		金網柵及び格子柵の基礎は、仕様書に示された短期許容地耐力を満足し、基礎の形状寸法を検討しているか確認できるか。	○			
		支柱用丸太は、仕様書に示された保存剤を用い、加圧式保存処理を行ったものであることを確認できるか。	○			
	燃料タンク工事	【基礎工】				
		基礎で使用する砕石が、仕様書に示す材料で最大粒径50mm以下のものか確認できるか。	○			
		上記砕石が平板載荷試験値により、200MN/㎡(K値)以上となるよう、まき出し厚30cm以下で均一に締固められているか確認できるか。	○		○	
		タンク直下の盛土基礎に用いる盛土材が仕様書で示すものとなっているか。	○			
		上記盛土材が平板載荷試験により、100MN/㎡(K30値)以上となるよう、まき出し厚さ30cm以下で均一に締固められているか確認できるか。	○		○	
		タンク基礎砕石表面の仕上り精度が確認できるか。	○		○	・タンク側板円周上で等間隔8点相互における高低差の最高値が25mm以下でかつ、隣接する当該各点における高低差10mm以下

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	燃料タンク工事	【防水シール】 屋根版、側壁及び底版（均しコンクリート上面）の被覆防水で、ポリウレタン樹脂吹付け工（厚2.0mm）が確認できるか。	○		○	
		底版と側板との接合部吹付け工で、10cm以上の重ね代を確認できるか。	○		○	
		【タンク製缶工】 使用する鋼材等は仕様書に示す材料を満足し、規格証明証を確認できるか。	○		○	
		鋼板材料について、板厚に対するマイナス公差となっていないか確認できるか。	○		○	地中始期タンクはマイナス交差を認める
		施工の順序、工法及び使用器具等は、施工前に監督官の承諾得られているか。	○			
		接合部はピッチ又はタール類を塗布していることを確認できるか。	○		○	
		溶接は、ボイラー及び圧力容器安全規則に基づくボイラー溶接士免許証の交付を受けている者又は日本溶接協会が検定する溶接工の技量証明書の交付を受けている者が実施していることを確認できるか。	○		○	
		溶接方法について、危険物保安技術協会（KHK）の溶接施工方法確認試験により確認された溶接方法であるか確認できるか。	○		○	
		【防錆塗料、腐食防止等】 1次表面処理について、工場で仕様書に示された処理がされているか確認できるか。	○		○	
		タンク基礎表面に設けるアスファルトサンド等防食材料の配合が仕様書を満足しているか確認できるか。	○		○	
		支柱の下等で底版と接するコンクリート面に、アスファルトプライマー0.4L/m ² 及びブローンアスファルト3kg/m ² が塗布されていることを確認できるか。	○		○	
		底版外面は、一次表面処理後、工場で非特定化学物質型タールエポキシ樹脂塗料（乾燥塗膜厚200μ以上）を塗装されていることを確認できるか。	○		○	
		（タンク内面） 現場搬入後、一次表面処理を行った箇所でブラストによるケレンを行っていることを確認できるか。	○		○	- 溶接線、発錆部及びダメージを受けた部分（スウェーデン規格Sa2 1/2） - その他の一次表面処理部分（スウェーデン規格Sa1）
		（タンク内面） 支柱の側板一段目の高さまでの範囲で、ブラストによるケレンを行っていることを確認できるか。	○		○	（スウェーデン規格Sa2 1/2）
		（タンク内面） 側板一段目、底板内面及び支柱の側板一段目までの高さ以下の範囲で仕様書に示された材料・規格で塗装（合計乾燥塗膜厚200μ以上）されていることを確認できるか。	○		○	
		（タンク内面） 側板一段目及び支柱の側板一段目までの高さ以上の範囲で、3種ケレンを施し、共拭き（軽油）が行われていることを確認できるか。	○		○	

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	燃料タンク工事	（地上式タンク側板及び屋根板の外表面） 現場搬入後、一次表面処理を行った箇所のうち、溶接線、発錆部及びダメージを受けた部分はケレンが行われているか確認できるか。	○		○	（スウェーデン規格St3）
		（地上式タンク側板及び屋根板の外表面） 側板及び屋根板の外表面が仕様書に示された材料・規格で塗装（合計乾燥塗膜厚160 μ 以上）されているか確認できるか。	○		○	
		（覆土式及び地中式タンク側板及び屋根版の外表面） 現場搬入後、一次表面処理を行った箇所のうち、溶接線、発錆部及びダメージを受けた部分はケレンが行われているか確認できるか。	○		○	（スウェーデン規格St3）
		（覆土式及び地中式タンク側板及び屋根版の外表面） 側板及び屋根版の外表面が非特定化学物質型タールエポキシ樹脂塗料を用い塗装（合計乾燥塗膜厚200 μ 以上）されているか確認できるか。	○		○	
		素地調整の品質管理が確認できるか。	○		○	・洗浄度：スウェーデン規格 ・規定の品質が認められない場合、共通仕様書参照
		塗装の品質管理が仕様書の項目のとおり確認できるか。	○		○	・規定の品質が認められない場合、共通仕様書参照
		【被覆コンクリート工】 側壁コンクリート型枠で使用するフォームタイについて、寸法、間隔が施工中に加わる荷重を考慮したものか確認できるか。	○		○	
		【PCコンクリート工】 PCケーブル用のシース材について、仕様書記載の規格を満足しているか確認できるか。	○		○	
		仮緊張の実施に先立ち、作成した緊張計画書を確認できるか。	○			
		本緊張に先立ち試験緊張を実施し、十分な有効プレストレス量の導入ができることを確認できるか。	○		○	
		プレストレスングは、緊張計画書に基づき、所定のプレストレス量を導入するように管理されているか確認できるか。	○		○	
		水密コンクリートの水セメント比は55%以下であることを確認できるか。	○			※検討の結果、60%まで大きくしても良い。
		AE減水剤とフライアッシュ等の使用材料が確認できるか。	○			
		地中式屋外タンク貯蔵所に用いる水密コンクリートについて、仕様書に示す施工時のひび割れ応力に対する検討を行い、必要鉄筋量（部材厚の検討を含む）の算定及び仕様書に示すひび割れ制御方法等を選定しているか確認できるか。	○			
		ひび割れ制御については、必要に応じ仕様書に示すようなひび割れ制御方法を選定しているか確認できるか。	○			

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	燃料タンク工事	【タンク本体付属設備工】				
		液面現場指示計の方式は、仕様書に示されたものと確認できるか。	○	○	○	・液面現場指示計の向きは監督官と協議
		塗装は、タンク付属品（タンク内部を除く）の外表面塗装仕様に準じたものとなっているか。	○		○	
		タンク本体に金属製の付属品を取り付ける場合、露出部は38mmのキャブタイヤケーブルにてボンディングされているか。		○	○	・接続後、導通試験を行い、その結果を監督官に報告
		【非破壊検査、水張り検査等】				
		タンク溶接部の非破壊検査及び水張り検査について、結果が確認できるか。	○		○	・検査は施工中及び施工完了後 ・検査方法及び基準は仕様書及び危険物の規制に関する規則による
		消防法に基づく届出及び検査について、事前に監督官と調整の上、諸手続を行い、工事完成検査前に当該消防署の検査を受けているか。	○		○	届出は監督官
	港湾工事	製缶終了後速やかに「日本海事検定協議会」の検定を受けタンクテーブルを監督官へ提出されているか。	○			
		タンク本体溶接部の非破壊検査は仕様書に示された項目を満足したものであるか確認できるか。	○		○	
		【栈橋下部工事】				
		栈橋の鋼管杭打設は本工事に先立ち、仕様書に示された本数の試験杭を施工し工法の選定を行っているか確認できるか。	○		○	
		杭の打込み深度に変更が生じた場合は協議されているか。	○			
		鋼管杭の先端部は母材と同品質の補強バンドをアーク溶接により取り付けていることが確認できるか。	○		○	
		杭の打止まり付近は、10cmごとに観測用の標尺をつけ、打込み記録を確認できるか。	○		○	
		杭の打止めは動的支持力算定式により求められた許容支持力が設計支持力以上あることを確認できるか。	○		○	
		杭の施工管理基準は仕様書を満足しているか確認できるか。	○			
		撤去工事における施工方法及び使用船舶機械について、施工計画書に記載されているか。	○			
		上部工の撤去は、支保工及び足場を設置した上で実施するとともにコンクリート殻等を海中に落下させないように養生されているか確認できるか。	○		○	
		既設RC杭は潜水土によるパイルカッターを使用し切断しているか確認できるか。	○		○	・切断後クレーン付き台船で吊り上げ除去
		各撤去材が基地外処分の場合、マニフェストが提出されているか。	○			

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
工事仕様	港湾工事	【棧橋付帯工事】				
		係船柱及び付属品の材質は、仕様書を満足しているか確認できるか。	○			
		車止め及び付属品の材質は、仕様書の規格を満足しているか確認できるか。	○			
		【その他】				
		磁気探査の結果が確認できるか。	○		○	
		潜水探査の結果が確認できるか。	○		○	
		汚濁防止膜は、仕様書記載のカーテン長及び展張期間を確認できるか。また、日数の精算はされているか。	○		○	
		カーテンの品質構造について監督官の承諾を得ているか。	○		○	・耐腐食性に富むもの
		水質試験を仕様書で規定している場合、調査項目、日数を満足したものとなっているか。	○		○	
		警戒船の日数を確認できるか。また、精算はされているか。	○		○	
	仮設工事	仕様書に記載された水替ポンプが仕様書に示された規格等を満足しているか。また、使用日数を確認できるか。	○		○	
		土留工を行う場合、施工計画書に記載されているか。また、残置日数を確認できるか。	○		○	
		交通誘導員の日数を確認できるか。また、日数の精算がされているか。	○		○	
	その他	仕様書記載の立木補償金、借地料等確認できるものはあるか。 また、取壊し撤去工事の実施に当たって、撤去する構造物の躯体寸法を調査したものを確認できるか。	○		○	
材料仕様	共通	材料仕様が、仕様書及び共通仕様書に示した仕様を満足しているか確認できるか。	○			
		材料表に示す J I S 又は同等以上の品質・規格を有し、J I S 以外のものは J I S と同等以上であることの証明できるものはあるか。	○			
基準理	共通	出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準が共通仕様書の内容を満足したものか確認できるか。	○			

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
特記仕様書記載事項以外						
工事全般	特記数量	出来高と内訳の数量の整合性。出来高不足になっていないか。	○			特記仕様書、内訳書
		出来高の根拠は整理されているか。不足している資料はないか。	○			出来高数量調書、出来高図
	現場共通	出来高図と計測結果が概ね一致しているか。		○		
		機器等の不具合はないか。説明書等があるか。		○		
		出来映えは良好か。		○		
		不備はないか。		○		
	舗装	転圧不足による骨材の分離等が無いか。		○		
		マーキングの施工は良好（滑り等）か。		○		
		コア抜き後の処理は適切か。		○		
		ホウキ目は適切か。		○		
		舗装のうねりや水溜まりがないか。		○		
		クラックがないか。		○		
	給水	通水が確認できるか。		○		
		量水器柵等に水が溜まっていないか。（水抜き穴の漏れや詰まり）		○		
		量水器柵等の蓋はスムーズに開閉できるか。		○		
		バルブの開閉ができるか。		○		
	雨水排水	管のたわみがないか。		○		
		管、側溝の清掃がされているか。		○		
		マンホール等の蓋がスムーズに開閉できるか、マンホール用鏡や懐中電灯を用いて排水管路がきちんと接合され、とおりがよいか、たるみがないか確認。		○		
		口環の設置箇所が適切か。（芝部（口環有）、舗装部（口環無））		○		
		レベル、スタッフ（標尺）により設計図面に示される基準高及び柵等で管底高と施工された寸法に差異がないか確認。				

【土木工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査の内容（ポイント）	検査方法			
			書類	現場	写真	備考
特記仕様書記載事項以外						
工事全般	汚水排水	管のたわみがないか。		○		
		管の清掃がされているか。		○		
		マンホール等の蓋がスムーズに開閉できるか、マンホール用鏡や懐中電灯を用いて排水管路がきちんと接合され、とおりがよいか、たるみがないか確認。		○		
		口環の設置箇所が適切か。（芝部（口環有）、舗装部（口環無））		○		
		レベル、スタッフ（標尺）により設計図面に示される基準高及び柵等で管底高と施工された寸法に差異がないか確認。				
	環境整備	芝の根付きは確認できるか。		○		
		芝串（３本）は確認できるか。		○		
		柵は揺らしても動かないか。		○		
		門扉はスムーズ開閉できるか。		○		
		門扉の落としがあおり止めにしっかりはまるか。		○		
		門扉の施錠装置がしっかりはまるか。		○		
		柵・門扉と地盤までの隙間が適切か。開きすぎていないか図面にて確認する。		○		
		基礎が地盤面より飛び出しすぎていないか。		○		
	港湾工事	【栈橋下部工事】				
		電気防食の耐用年数は確認できるか。	○			
	火薬庫工事	【火薬庫工事】				
		火薬庫設置等許可申請事項との整合は確認できるか。	○	○		
	燃料タンク	【燃料タンク工事】				
		危険物貯蔵所設置許可申請事項との整合は確認できるか。	○	○		

第 1 5 電気・通信工事検査ポイント

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
共通事項	試験、測定器等	校正周期は適切か	○	○		校正証明書
	機材	規格（J I S等）の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
		保管方法と錆の発生、キズ等の状況確認		○	○	
配管配線工事	仕上げ	各部の寸法、納まり、塗装状況の確認		○		
	施工	配管及びラック等の支持と取付間隔の確認		○	○	
		配管及びケーブル配線は水管、ガス管、若しくはこれに類する物等との離隔の確認		○	○	
		防火区画貫通部分の耐火処理状況の確認		○	○	
		電線、ケーブル等の行先表示、回路名、ケーブルサイズの標識確認		○	○	
		端子盤及び通信アウトレットの取付高		○	○	
		空配管に敷設する導入線の確認		○		
		U T Pケーブルの敷設長さの確認		○	○	
		光ファイバケーブルの敷設において、衝撃防止、損傷防止等の適切な防護措置が施されているか。		○	○	
		端子盤、機器収容ラック等内でのケーブル接続及び固定時の曲げ半径の確認		○	○	
		端子盤、機器収容ラック等内でのケーブル整線状況の確認		○		
		端子盤、機器収容ラック等の扉裏側への表示の確認（製造者、請負業者、製造年月、製造番号）		○		
		通信ケーブルの配線カラーコード（カッド順）の確認		○		
		接地線の接続確認		○		
		雨水浸入防止方法の確認		○		
	試験	絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、LANテスターによるU T Pケーブルの伝送品質測定や結線状況の確認、光ファイバ試験器による光ファイバケーブルの伝送損失測定やパルス試験、管路点検器、マンドレルまたはウエスによる地位中配管の通過試験、気密試験器による気密試験	○	○		現場試験表

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
器具（機器）取付 電力設備工事	機材	配線器具、照明器具及び付属品の材質、形状は規格（ＪＩＳ等）に適合しているか	○	○	○	機器完成図、品質証明書
	仕上げ	機器の納まり、清掃状況の確認		○		
	施工	配線器具の取付高さの確認	○	○	○	
		特殊用途のスイッチ、コンセントプレートに電圧、相数、電流の表示はされているか確認		○		
		照明器具の配置と取付状況の確認		○		
		防水、防滴照明器具の仕様確認	○	○	○	機器完成図、品質証明書
		振動機器との接続状況の確認（プリカ等）		○	○	
		分電盤、制御盤等の表示プレートの確認（名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工業者）		○		
		ブレーカー仕様、個数の確認		○		
		ガータースペースのケーブル整理状況の確認		○		
		増締め状況の確認		○		
	ボンド線、接地線の接続状況の確認		○	○		
	試験	絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験、テスター（コンテスター）による電圧測定、相回転試験	○	○		現場試験表
		スイッチの点滅及びコンセントの極性試験		○		
		照度計による非常用照明の照度測定	○	○		現場試験表
		センサー類の動作試験		○		
		動力制御盤のシーケンス制御動作試験		○		
		E L B回路の動作試験		○		
		電池内蔵型器具の場合、停電時の点灯試験		○		

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
一般接地	機材	接地極埋設標は黄銅板製で文字は刻記で腐食加工が施されているか確認		○	○	
	施工	接地種別の確認		○	○	
		電線サイズ、接続状況の確認		○	○	
		単独接地、共用接地の確認		○		
	試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	○	○		現場試験表
静電接地	機材	接地極は、亜鉛接地棒となっているか確認	○	○	○	品質証明書
	施工	燃料タンクと接地線の引出部の接触面は、クロムメッキまたは銀ろう処理となっているか確認	○	○	○	
		銅部分が露出していないか（ピッチタール処理がされているか）		○	○	
		人体用静電除去接地の取付場所は適切か		○		
試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	○	○		現場試験表	
防爆設備	機材	規格（J I S等）、防爆認定品の確認	○	○	○	品質証明書
	施工	配管は、厚鋼電線管となっているか確認	○	○	○	施工図
		防爆種別と使用機器の防爆構造は整合しているか確認	○	○	○	機器完成図
		シーリングフィッチングの取付場所は適切か。	○	○	○	施工図
		シーリングコンパウンドが充てんされ、硬化しているか確認		○	○	
		電動機との接続には、フレキシブルフィッチングが使用されているか		○	○	
試験	接地抵抗計による接地抵抗試験、絶縁抵抗計による絶縁抵抗試験	○	○		現場試験表	
雷保護設備	機材	規格（J I S等）の確認	○	○	○	機器完成図、品質証明書
	施工	受雷部、避雷導線から1.5m以内の電線管、雨どい、はしご等の金属体は、導線に接続されているか確認		○		
		水平導体、棟上導体、メッシュ導体の太さ、大きさ等は適切か。また、伸縮装置の設置場所は適切か確認		○		
		受雷部保護範囲の確認	○	○		施工図
		引下げ導線は、地上2.5m、地中0.75mまで硬質ビニル管等で保護されているか確認		○	○	
試験	接地抵抗計による接地抵抗試験	○	○		現場試験表	

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
受変電設備	機材	キュービクル、高圧機器類の規格（ＪＩＳ等）の確認	○	○	○	機器完成図
		変圧器、遮断器、開閉器等の仕様、容量、遮断電流を確認	○	○	○	機器完成図
		高圧充電部と触れないよう、扉の内側に絶縁性保護カバーが取り付けられているか確認		○	○	
		高圧機器類は、構成材に固定されているか		○	○	
	施工	キュービクル基礎の仕上げ（出来形）確認	○	○	○	施工図
		キュービクルの据付、ケーブル接続状況の確認	○	○	○	施工図
		接地線接続状況の確認		○	○	
		高圧ケーブルの遮蔽層の接地状況の確認		○	○	
		機器の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工者）		○		
	試験	接地抵抗試験、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、動作試験、継電器特性試験	○	○		現場試験表
自家発電設備	機材	発電機規格（ＪＩＳ等）の確認	○	○		機器完成図
		認定機関の認定証票の確認	○	○	○	認定証票
	施工	各機器の据付及び耐震施工状況の確認		○	○	
		発電機と防油堤の離隔距離の確認		○	○	
		配管の支持方法と取付間隔の状況確認		○	○	
		防油堤内の防爆施工状況の確認		○	○	
		発電機の起動電圧確立時間の確認	○	○		機器試験成績表
		機器の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工者）		○		
	試験	絶縁抵抗、接地抵抗、耐電圧、継電器特性の各試験	○	○		現場試験表
		機関及び発電機の始動、停止試験並びに試運転調整試験の確認	○	○		現場試験表
騒音値測定の確認		○	○		現場試験表	
電力貯蔵設備、 電源装置（UPS装置） 、交流無停電	機材	蓄電池は認定機関の認定証票の確認	○	○	○	機器完成図、認定証票
	施工	各機器の据付及び耐震施工の状況		○	○	
		防災用電源の場合耐火配線になっているか確認		○		
		機器の表示プレートの確認		○		
試験	絶縁抵抗、接地抵抗、充放電の各試験、動作試験	○	○		現場試験表	

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
自動火災報知設備	機材	受信機、発信機、感知器は、日本消防検定協会の合格証票等の確認	○	○	○	機器完成図、合格証票
	施工	機器の据付状況の確認		○	○	
		受信機、感知器の作動及び操作状況の確認		○		
		機器の表示プレートの確認 （名称、型式、定格、製造者、製造年月、施工者）		○		
	試験	火災信号での各盤停止状況確認		○		
		消防検査済証の確認	○			検査済証
		絶縁抵抗試験、感知器等の動作試験	○	○		現場試験表
構内情報通信網設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書 （カタログ等）
	施工	各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況		○	○	
		通信アウトレット及び機器収容ラック内のパッチパネルに接続先が認識できる表示がされているか		○		
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名）		○		
	試験	機能試験	○	○		現場試験表
構内交換設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書 （カタログ等）
	施工	各機器の据付及び自立形機器の耐震施工状況		○	○	
		端子盤内への線番表の設置		○		
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名、請負者名等）		○		
	試験	機能試験	○	○		現場試験表
情報表示設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書 （カタログ等）
	施工	各機器の据付状況		○	○	
		情報表示盤及び子時計の取付位置及び取付高さの確認（他設備との取り合い及び視認状況）	○	○	○	施工図
		情報表示盤及び子時計の取付けにおいて、荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名、請負者名等）		○		
	試験	機能試験	○	○		現場試験表

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
映像音響設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の組込配線状況及び映像音響装置の架又は卓の耐震施工状況		○	○	
		天井つり下げ及び壁付け機器の施工状況	○	○	○	施工図
		荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名、請負者名等）		○		
	試験	機能試験		○		現場試験表
拡声設備、非常放送設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
		非常放送用アンプ、非常用スピーカは、日本消防検定協会の合格証票等の確認	○	○	○	合格証票
	施工	各機器の据付及びラック形増幅器の耐震施工状況		○	○	
		スピーカセレクトスイッチ部に放送区域の表示		○		
		荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名、請負者名等）		○		
	試験	機能試験	○	○		現場試験表
		非常放送設備と火災報知設備との連動	○	○		現場試験表
		消防検査済証の確認（非常放送設備）	○	○		検査済証
呼出設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の据付状況		○	○	
		呼出先の子機の番号と室名称（又は室番号）等を記載した表が備え付けられているか。		○		
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○		
試験	機能試験	○	○		現場試験表	
テレビ共同受信設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の据付状況		○	○	
		同軸ケーブルの接栓の取付状況		○		
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○		
試験	機能試験、テレビ放送用信号レベル測定器によりテレビ端子の受信レベルや電波の質を測定	○	○		現場試験表	
テレビ電波障害防除設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の据付状況		○	○	
		ケーブルの架設状況（地上高及び他設備との離隔）		○		
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○		
試験	機能試験	○	○		現場試験表	

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
監視カメラ設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の据付及び機器収容ラックの耐震施工状況		○	○	
		カメラの設置位置、取付高さ及び角度等の確認	○	○	○	施工図
		荷重の大きい機器の取付補強や特殊な取付方法での施工状況を確認	○	○	○	施工図
		機器の動作及び設定条件の確認	○	○		施工要領書機器承諾図
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○		
試験	機能試験	○	○		現場試験表	
駐車場管制設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の据付状況		○	○	
		機器の動作及び設定条件の確認	○	○		施工要領書機器承諾図
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○		
試験	機能試験	○	○		現場試験表	
防犯入退室管理設備	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	各機器の据付状況		○	○	
		機器の動作及び設定条件の確認	○	○		施工要領書機器承諾図
		機器の表示の確認（名称、製造年月、製造者名等）		○		
試験	機能試験	○	○		現場試験表	
構内配電線路設備、架空線路	機材	規格（ＪＩＳ等）及び電力会社仕様の確認	○	○	○	機器完成図 品質証明書（カタログ等）
	施工	架線の状況（高さ、弛度）の確認		○	○	
		碍子の種類確認		○	○	
		支持物（コン柱）の位置、根入れ状況の確認	○	○	○	施工図
		根かせの向き、方向の確認	○	○	○	施工図
		支線の向き、角度及び張り強度、深さの確認	○	○	○	施工図
		装柱材の取付状況、取付向き確認		○	○	
		ケーブル支持、保護状況の確認		○	○	
		柱上変圧器、装柱材の接地の確認		○	○	
	試験	絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験	○	○		現場試験表

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
地中線路	機材	規格（ＪＩＳ等）の確認	○	○	○	機器完成図、品質証明書
		マンホール、ハンドホール本体強度と蓋強度の整合確認	○	○	○	機器完成図、品質証明書
	施工	地中配線の堀削幅、深さ及び埋戻し状況の確認	○	○	○	施工図
		水処理状況の確認		○	○	
		呼び線の確認		○	○	
		マンホール、ハンドホール内のケーブルの余長と、支持及び各ケーブルの離隔状況		○	○	
		電線、ケーブルに行先表示と種別の標識取付確認		○	○	
試験	絶縁抵抗、接地抵抗、高圧耐電圧試験	○	○		現場試験表	
外灯設備	機材	規格（ＪＩＳ等）の確認	○	○	○	機器完成図
	施工	外灯基礎の出来形、埋設深さの確認	○	○	○	施工図
		外灯ポール内のスイッチ等仕様の確認		○		機器完成図
		外灯の点灯確認		○		
	試験	絶縁抵抗、接地抵抗		○		現場試験表
通信線路施設、架空線路	機材	規格（ＪＩＳ等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	架線の状況（高さ、弛度）の確認		○		
		支持物（コン柱）の位置、根入れ状況確認		○	○	
		根かせの向き、方向の確認		○	○	
		支線の向き、角度及び張り強度の確認		○		
		装柱材の取付状況、取付向き確認		○	○	
		ケーブル支持、保護状況の確認		○	○	
		ＳＳ（Ｇ形）ケーブルのねん回状況の確認		○		
		接続端子函内のケーブル接続状況の確認		○	○	
		通信ケーブルの配線カラーコード（カッド順）の確認	○	○	○	施工要領書
		ケーブルに表示プレートの取付確認（ケーブル名及び種別、請負者名、建設年度等）		○	○	
	試験	市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）	○	○		現場試験表

【電気通信工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
現場検査						
地下線路	機材	規格（J I S等）、品質等の確認	○	○	○	品質証明書（カタログ等）
	施工	地中配線の堀削幅、深さ及び埋戻し状況の確認	○	○	○	施工図
		通信管路の管相互の離隔の確認		○	○	
		耐震用伸縮継手の設置状況の確認	○	○	○	施工図
		予備管路への通線ひも及び止水栓の設置状況の確認		○	○	
		マンホール及びハンドホールのダクト口の防水防護コンクリートの施工状況の確認 なお、中を検査する際には酸素濃度計を用いて酸欠事故を防止する	○	○	○	施工図
		マンホール及びハンドホールの首部の施工状況の確認	○	○	○	施工図
		マンホール、ハンドホール内のケーブル及びクロージャ等の固定状況の確認		○	○	
		マンホール、ハンドホール内の光ファイバケーブルの保護用スパイラルの取付状況の確認		○	○	
		通信ケーブルの配線カラーコード（カッド順）の確認	○	○		施工要領書
		ケーブルに表示プレートの取付確認 （ケーブル名及び種別、請負者名、建設年度等）		○	○	
		マンホール及びハンドホールの番号札の取付確認 （線名、形式、号数、請負者名、建設年度）		○	○	
	試験	管路通過試験	○	○		現場試験表
		市内ケーブル試験（絶縁抵抗及び導体抵抗測定）	○	○		現場試験表
		光ファイバ試験器による光ケーブル試験（損失測定、パルス試験等）	○	○		現場試験表

※本マニュアルは一般的な確認事項を示しているのので、その他本マニュアルに記載のない事項は適宜確認を行うこと。

※本マニュアルは新設工事の場合を示しているのので、改修工事及び解体工事については、本マニュアルに準じるほか、標準仕様書により検査を行うこと。

第 1 6 機械工事検査ポイント

【機械工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
共通工事	仮設工事	建設業法に基づく看板が掲示されているか		○	○	
		建退共加入のステッカーが貼り付けられているか	○	○	○	
		施工体系図が掲示されているか		○	○	
		指定仮設の精算は終わっているか	○	○	○	
		仮設の設置期間は適切か	○	○	○	
		消火器等の防災設備が整っているか		○	○	仮設物設置願書等
	土工事	掘削幅、掘削深さ、勾配等は規定のとおりか	○	○	○	
		十分な締め固めを行い、くぼ地などはないか		○	○	
		芝張り、舗装面など表層の状態は良好か		○	○	
	コンクリート工事	鉄筋ピッチ、コンクリートのかぶり、寸法は適切か	○	○	○	出来形図
	左官工事	割れ、ヒビ、ジャンカ、くぼみはないか		○		
	鋼材工事	寸法は適切か	○	○	○	品質・性能証明資料
		溶接箇所は錆びていないか		○		
	配管工事	支持金物、振れ止め金物、固定金物は規定の間隔で設置されているか	○	○	○	
		支持金物、固定金物などのボルトの緩みはないか	○	○	○	
		水平器を用い、適正な勾配がとれているか確認	○	○	○	
		防火区画及び貫通部の処理は適切か	○	○	○	
		分岐の方法は適切か		○	○	
		異種管の接続方法は適切か		○	○	
		埋設管等とコンクリート内の鉄筋が電氣的に繋がっていないか		○	○	
		管種、接合方法に間違いはないか		○	○	
		接続は適正か（ねじ部の錆止め、フランジのボルト締め付けトルク）		○	○	
		各種ストレーナーの清掃を行っているか		○	○	
		水漏れはないか		○		
		バルブの操作は容易にできるか	○	○		
		フレキシブル継手の設置方法、設置箇所は適切か		○		
		計器類は確認できる場所に設置されているか		○		

【機械工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
共通工事	保温工事	保温の種別、材料、施工順序、厚さは適切か	○	○	○	
		金属板巻きの着脱及びシールは規定のとおりか	○	○	○	
		保温見切り箇所の処理はよい		○	○	
		防火区画及び貫通部の処理は適切か		○	○	
		施工の忘れはないか		○		
		結露は発生していないか		○		
		鉸のピッチはよい		○		
		保温材がつぶれていないか		○		
	塗装工事	塗装の種別、材料、施工順序は適切か	○	○	○	施工要領書
		素地ごしらの施工順序、処理方法は適切か	○	○	○	施工要領書
		塗装の作業環境を確認したか	○	○	○	施工要領書
		点検鏡を用い、直接目視できない配管の裏側等で塗り忘れはないか確認		○		
		色むら及び変色等はないか		○		
	標識その他	消防法等による標識を確認	○	○	○	
		機器名称及び配管、ダクトの識別・流れ方向の表示を確認	○	○	○	
		バルブ札の取付状況を確認	○	○	○	

【機械工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
空気調和設備	機器設置工事	能力、容量等は満足しているか	○	○	○	品質・性能証明資料
		メンテナンスができる配置となっているか		○		図面と銘板を照合
		温風、冷風が適正に出ているか		○		
		温湿度計を用いて、室内の温湿度状況は適正か確認		○		
		送風機の給気及び排気の向きに間違いはないか		○		
		フィルターの清掃がされているか		○		
		堅固に固定されているか		○		
		振動や騒音、異音はないか		○		
		騒音計を用いて、機械音や風切り音が大きく部屋の環境に影響を与えていないか確認		○		
		付属品及び予備品はあるか		○		
	ダクト工事	板厚、寸法、接続間隔、補強は適切か	○	○	○	
		吊り支持、振れ止めは規定の間隔で設置されているか	○	○	○	
		接続ボルト、接続金物は適切に施工されているか	○	○		
		シールは適切に施工されているか	○	○	○	
		防火区画及び貫通部の処理は適切か	○	○	○	
		空気の漏れはないか		○		
		へこみはないか		○		
		振動や騒音、異音はないか		○		
		ボックス内は「つや消し黒」の塗料を塗布しているか		○		
		吸込み口、吹出し口の仕様、取付状況は適切か		○	○	
		吸込み口、吹出し口にスモークテスターを近づけ、吸っているもしくは吐き出しているか、また、風量測定器を用いて適切な風量調整がなされているか確認		○		
衛生器具設備	陶器等設置工事	品番、型番はあっているか	○	○	○	品質・性能証明資料
		防水層貫通箇所の確認		○	○	
		取付工法の確認	○	○	○	
		堅固に固定されているか		○		
		適切な位置に設置されているか（使用しづらくないか）		○		
		配管の接続箇所に水漏れはないか		○		
		水、湯は適量か、また、確実に排水されているか		○		
		ヒビ割れ、キズ、変色はないか		○		
		水栓金具（泡まつ金具）内の清掃は行われているか		○		
		清掃がされているか		○		

【機械工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検査方法			
			書類	現場	写真	検査書類等
給排水給湯設備	機器設置工事	能力、容量等は満足しているか	○	○	○	品質・性能証明資料
		メンテナンスができる配置となっているか		○		図面と銘板を照合
		堅固に固定されているか		○		
		付属品及び予備品はあるか		○		
	器具類	掃除口は適切な位置にあるか	○	○		
		掃除口の内部は清掃されているか		○		
		床排水に対する床勾配を確認		○		
		浴槽の共栓は容易に操作できるか		○		
		掃除流しの共栓の鎖は適当な長さがあるか		○		
		通気管の取り出し、接続、開放箇所は適切か		○		
		トラップはあるか（破封はしていないか）		○		
自動制御設備	機器類	検出部、調節部、操作部の材料、規格は適切か	○	○	○	
		制御盤、装置、機器類の構造及び規格は適切か	○	○	○	
		機器類の取付け位置、高さ、保守・点検スペースは適切か		○		
		基本動作の確認と調整ができているか		○		
		関連機器との連動の調整ができているか		○		
		付属品及び予備品はあるか		○		
	配線工事	電線、ケーブルの規格は適切か	○	○	○	
		支持方法、支持間隔、他配管との離隔は適切か	○	○	○	
		防火区画及び貫通部の処理方法に間違いはないか		○	○	
昇降設備	本体工事	かご内寸法は適切か	○	○	○	
		機材の材質、形状、規格等は適切か	○	○	○	品質・性能証明資料
		防火区画及び貫通部の処理方法に間違いはないか		○	○	
		機器の据付、固定状況は適切か		○		
		安全装置の取付位置及び状況は適切か		○		
		負荷、調速機、絶縁、安全装置の試験に問題はないか		○		
		インターホンにて通話ができるか		○		
		各種管制運転は作動するか		○		
		付属品及び予備品はあるか		○		
	配線工事	電線、ケーブルの規格は適切か	○	○	○	
		支持方法、支持間隔、他配管との離隔は適切か	○	○	○	
		防火区画及び貫通部の処理方法に間違いはないか		○	○	

【機械工事検査ポイント】

工種	検査項目	検査のポイント	検 査 方 法			
			書類	現場	写真	検査書類等
医療ガス設備	器具類	各種機材、附属品の品質、規格は適切か	○	○		品質・性能証明資料
		機器類の取付け位置、高さは適切か	○	○		
		賢固に固定されているか		○		
	配管工事	配管サイズはよいか	○	○		
		配管の表示（ガス種別の識別等）は間違いないか	○	○	○	
		区域別遮断弁の設置位置は適切か		○		
その他	注意事項	機器類の設置数に間違いはないか	○	○		
		全てのピット内の施工状況を確認	○	○		
		高所設置配管の吊り金物等の落下防止措置の確認		○	○	
		機器器具等にキズ、へこみ、割れなどはないか		○		
		各種システムが機能しているか	○	○		
		発生材置場、残土置場の状況を確認		○	○	
		加工材料の残材が残っていないか		○		
		清掃、後片付けが完了しているか		○		

※本マニュアルは一般的な確認事項を示しているのので、その他本マニュアルに記載のない事項は適宜確認を行うこと。

※本マニュアルは新設工事の場合を示しているのので、改修工事及び解体工事については、本マニュアルに準じるほか、標準仕様書により検査を行うこと。

参考 1 検査に係る法的位置付けと責任等について

1 工事監督官等の法的位置づけ

会計法	予責法	品確法
工事監督官		中間技術検査確認者
工事検査官（完成、指定、既済）		

2 工事監督官等の職階と責任

職務	予責法上の責任	適用
工事監督官	負う	会計法第29条の11第2項
工事検査官 （完成、指定、既済）	負う	会計法第29条の11第2項
中間技術検査確認者	負わない	品確法第6条

3 中間技術検査における留意点

- ① 中間技術検査官は、支担官の補助者とならないことから請負者と直接の関係が生じないこと。また、予責法上の責任を負わないことから、検査時における請負者への指示は、②のとおり行う。
- ② 中間技術検査の確認者は、検査において改善や指導が必要と判断される事項については、支担官の補助者である工事監督官に指示し必要な措置を採らせるものとし、工事監督官は中間技術検査確認者と協議の上、請負者に対し改善措置を採らせるものとする。
- ③ 中間技術検査において確認した部分において、その後の状況の変化や請負者の管理状況などから不具合等が確認された場合は、工事監督官又は工事検査官は、請負者に対し是正指示を行うものとする。
 （例）中間検査時においては、クラックの発生は見受けられなかったが、完成検査時においてクラックが確認された。この場合において、工事検査官は、請負者に対しクラックの補修を指示

4 工事検査官等の任命について

職務	任命等の方法	適用
工事監督官	支担当任命	防契細則※ ¹ 第56条
工事検査官 (完成、指定、既済)	支担当任命	防契細則※ ¹ 第56条
中間技術検査確認者	事業監理課長指定	所掌事務※ ² 「施工の促進」

※1：防衛省所管事務取扱細則

※2：地方防衛局組織細則第27条から第29条、第59条から第62条において、実施課の所掌事務として、「建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。」として規定

5 技術検査に伴う現場経費の増減について

- ・ 建築、設備については、各省庁統一基準の「公共建築工事共通費積算基準」を適用しており、技術検査を実施している国交省と適用基準は同じ
- ・ 例えば、契約書において乙が費用を負担するとされている監督官の検査（確認）や既済検査の実施回数により、現場経費の増減は行わない。

参考 2 検査の種類等

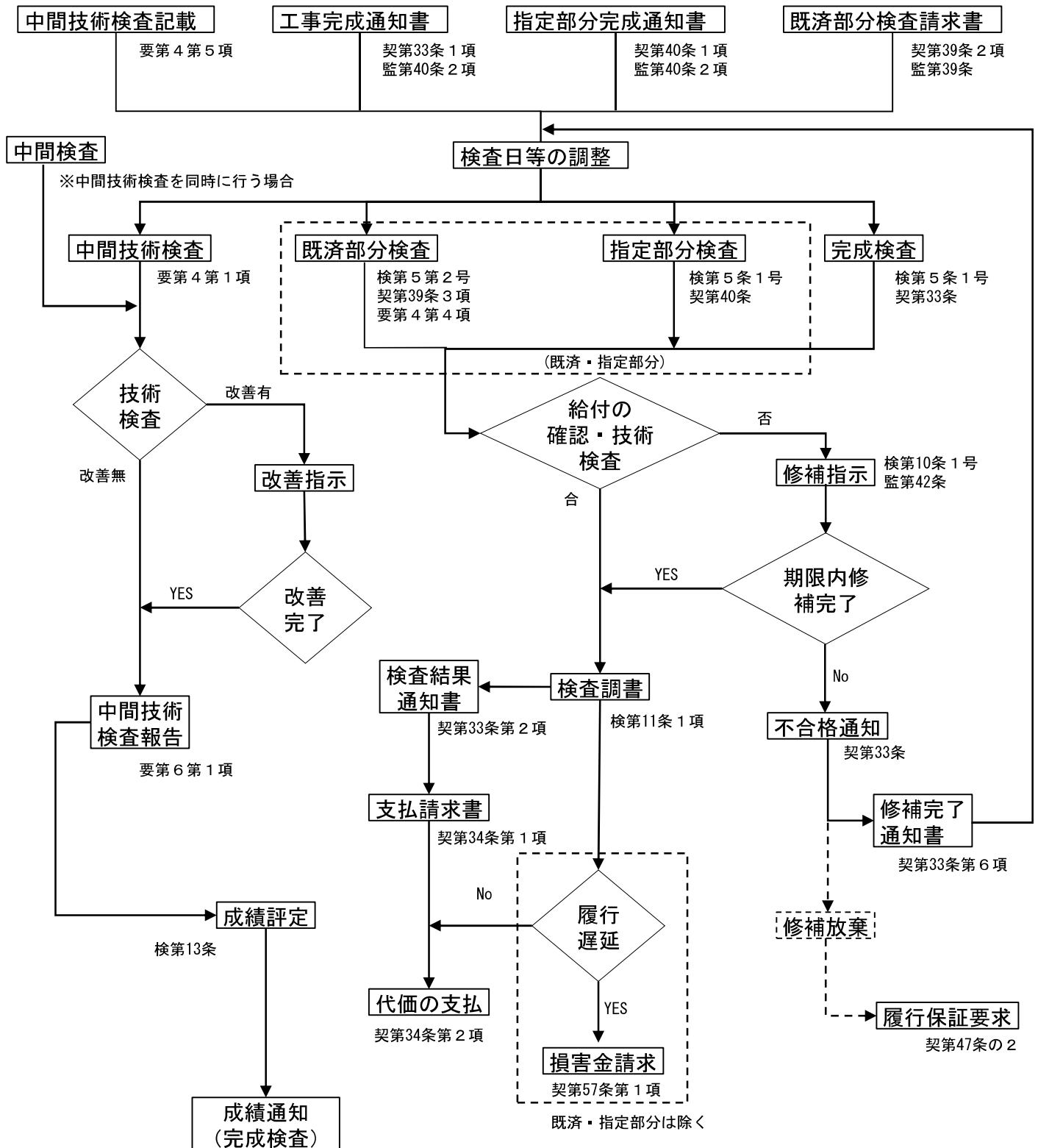
検査の種類	完成検査 (指定部分検査)		既済部分検査		中間検査		中間技術 検査
関連法令等	会計法に基 づく検査	品確法に基 づく検査	会計法に基 づく検査	品確法に 基づく 検査※	—	品確法に 基づく 検査※	品確法に基 づく検査
検査の目的	給付の完了 確認	完成時にお ける施工状 況等の確 認・評価	給付の完了 確認	工事中にお ける施工状 況等の確 認・評価	部分使用等	工事中にお ける施工状 況等の確 認・評価	工事中にお ける施工状 況等の確 認・評価
検査の 実施時期	工事完成時		工事完成前に代価の一部 を支払う必要があるとき		支出負担行為担当官等が 指定したとき		特記仕様書 にて指定
契約書	契約書第 3 3 条（指定部 分：契約書第 4 1 条）		契約書第 4 0 条		契約書第 3 6 条		—
引渡し	行う		行わない		行わない		行わない
検査（確認）を 行う者	完成検査官 （指定部分検査官）		既済部分検査官		中間検査官		確認者
検査結果の報告	完成検査調書（指定部分 検査調書）		既済部分検 査調書	中間技術検 査結果報告 書	中間検査調 書	中間技術検 査結果報告 書	中間技術検 査結果報告 書
工事成績評定へ の反映	—	反映する	—	反映する	—	反映する	反映する
受注者への通知	完成（指定 含む）検査 結果通知書	工事成績評 定書	既済部分検 査結果通知 書	監督官から 打合せ簿に て通知（指 示）	—	監督官から 打合せ簿に て通知（指 示）	監督官から 打合せ簿に て通知（指 示）

※：中間技術検査は、既済部分検査及び中間検査と兼ねることができるものとする。

参考3 検査の実施フロー

1 検査の全体フロー

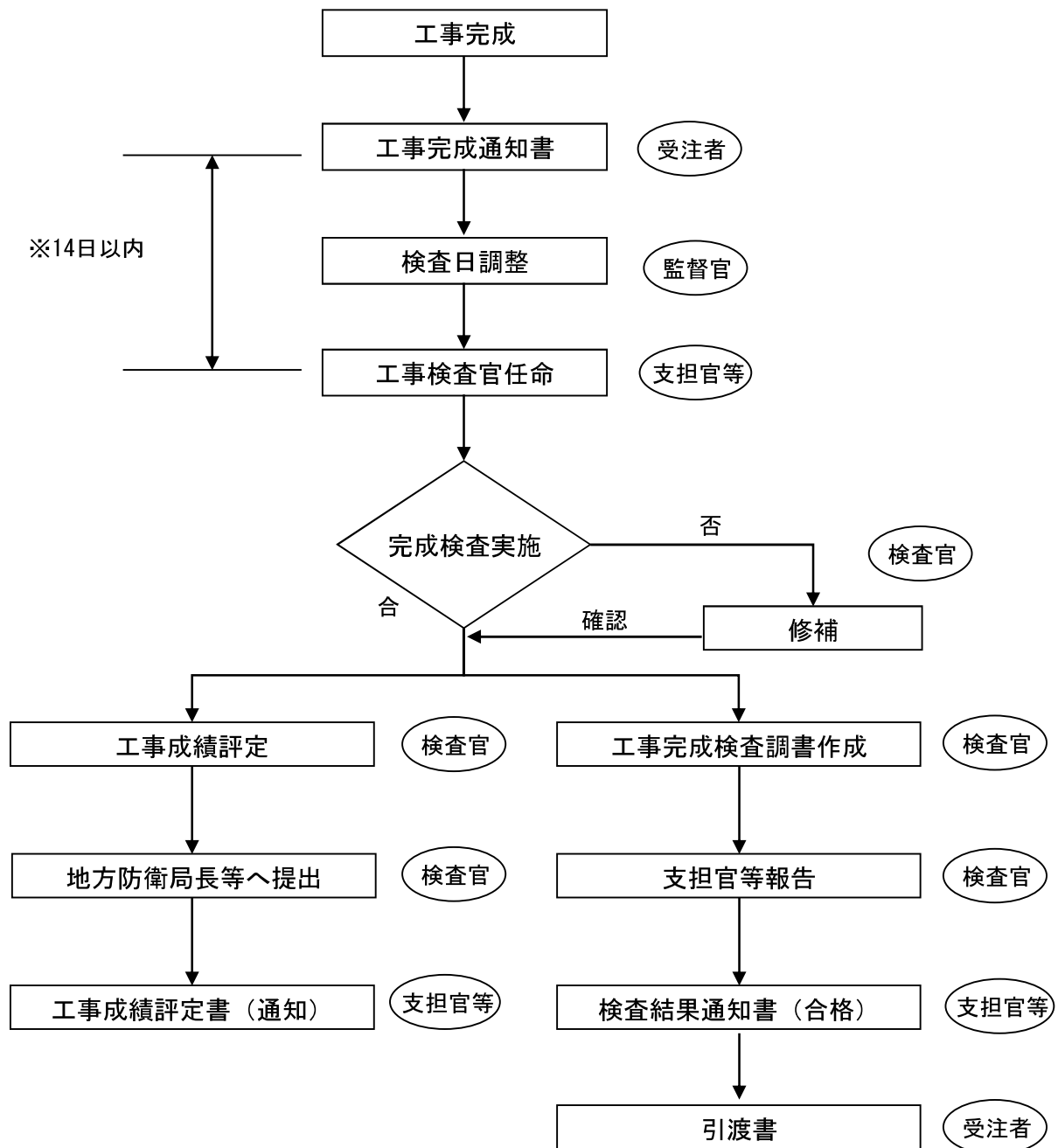
検査業務の全体的な構成及び業務手順は、以下を標準とする。



2 完成検査フロー

※工事完成通知書提出要件

1. 設計図書に示される全ての工事が完成
2. 工事写真、出来形管理資料、完成図書等の資料の整備が全て完了



※14日以内の検査

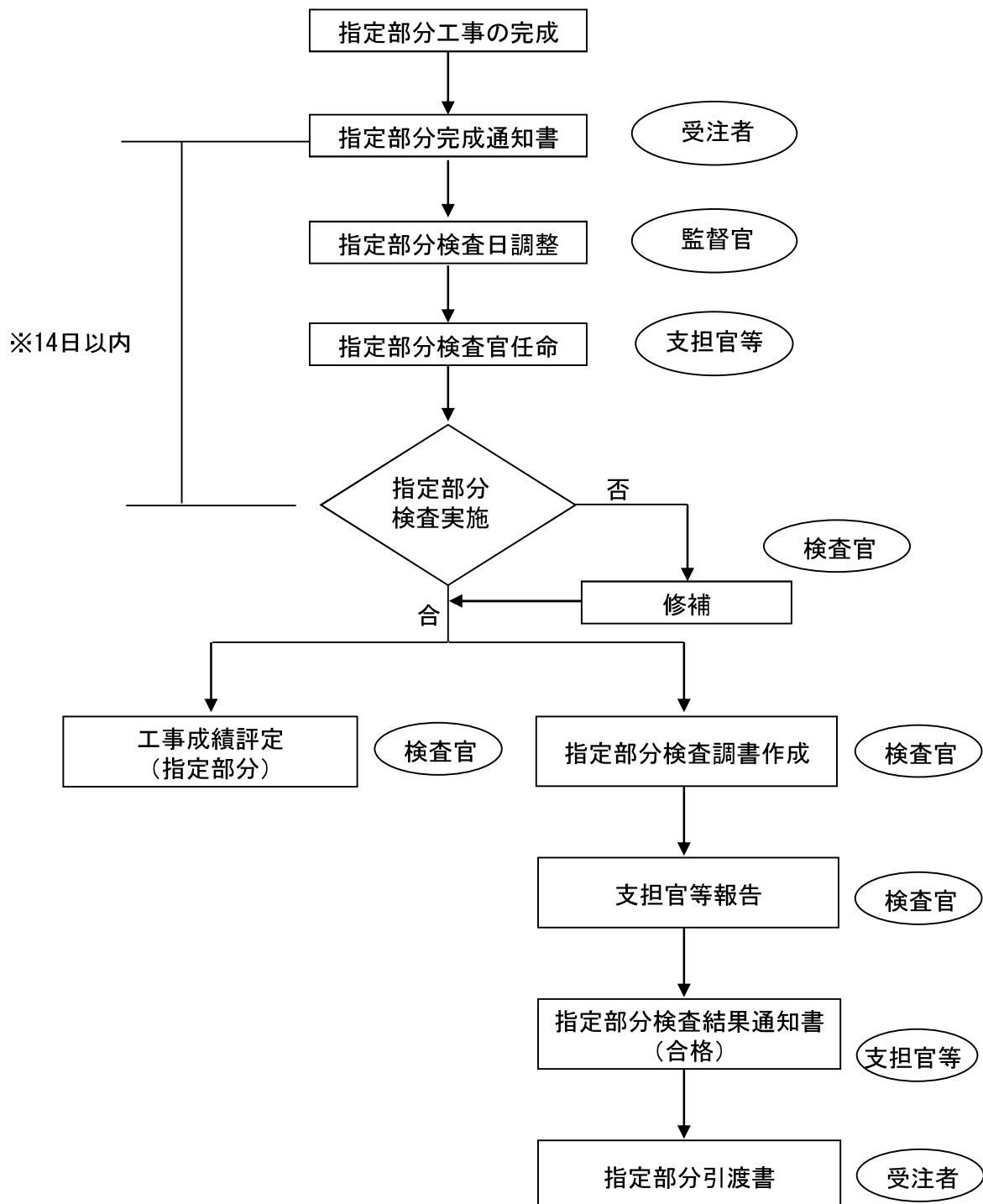
「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」により規定

この法律は、政府契約の支払い遅延防止等その公正化を図るとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的としている。検査に関連する第5条（給付の完了の確認又は検査の時期）には、国が契約した工事では相手方から通知を受けて14日以内に検査すること、第6条（支払いの時期）には、検査完了後適法な支払い請求書を受領した日から40日以内に工事代金の支払いをすることと規定されている。

3 指定部分検査フロー

※指定部分完成通知書提出要件

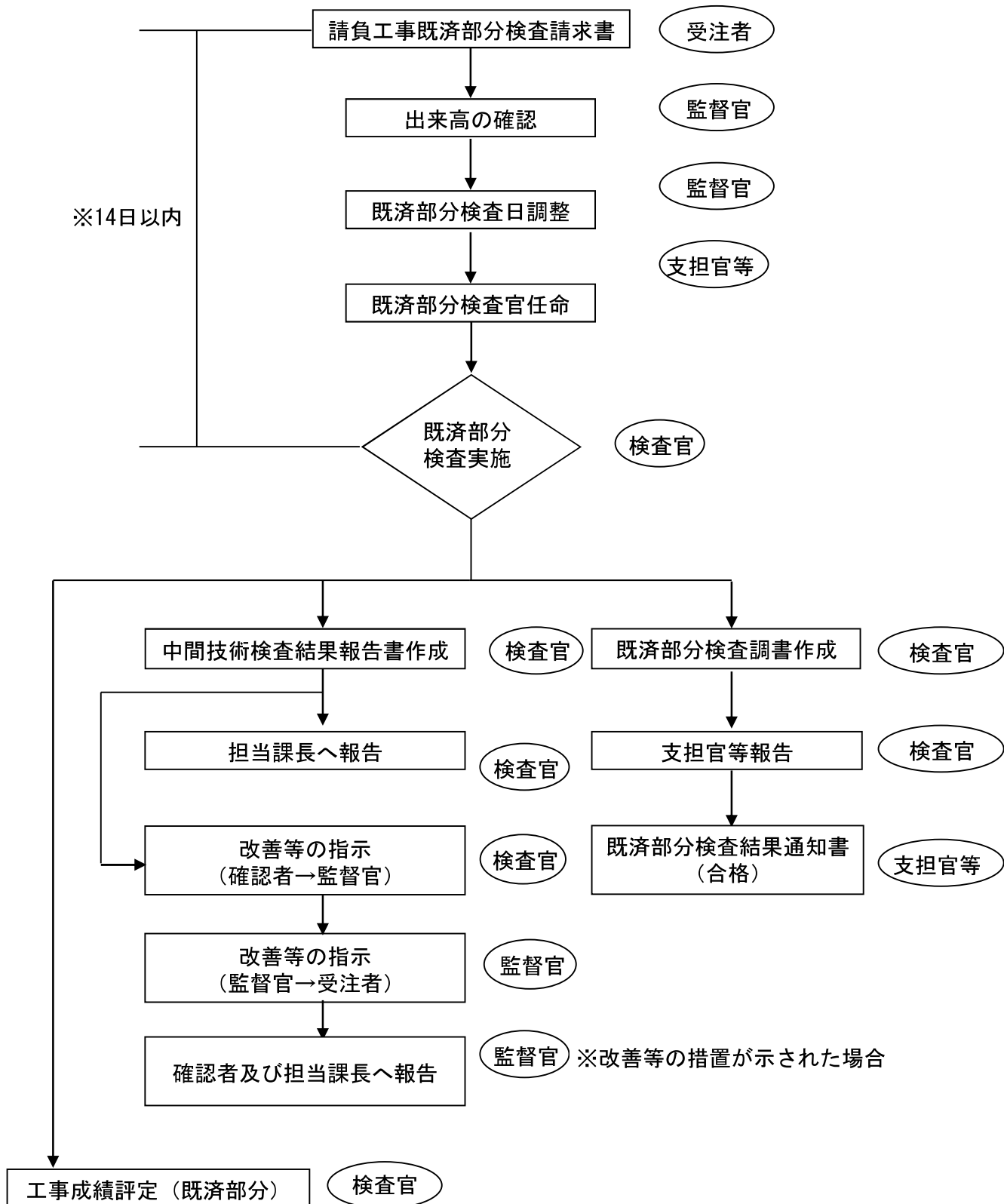
1. 指定部分の工事が完成
2. 指定部分に係る工事写真、出来形管理資料、完成図書等の資料の整備が全て完了
3. 指定部分に設計変更がある場合には、変更契約済みであること。



4 既済部分検査フロー

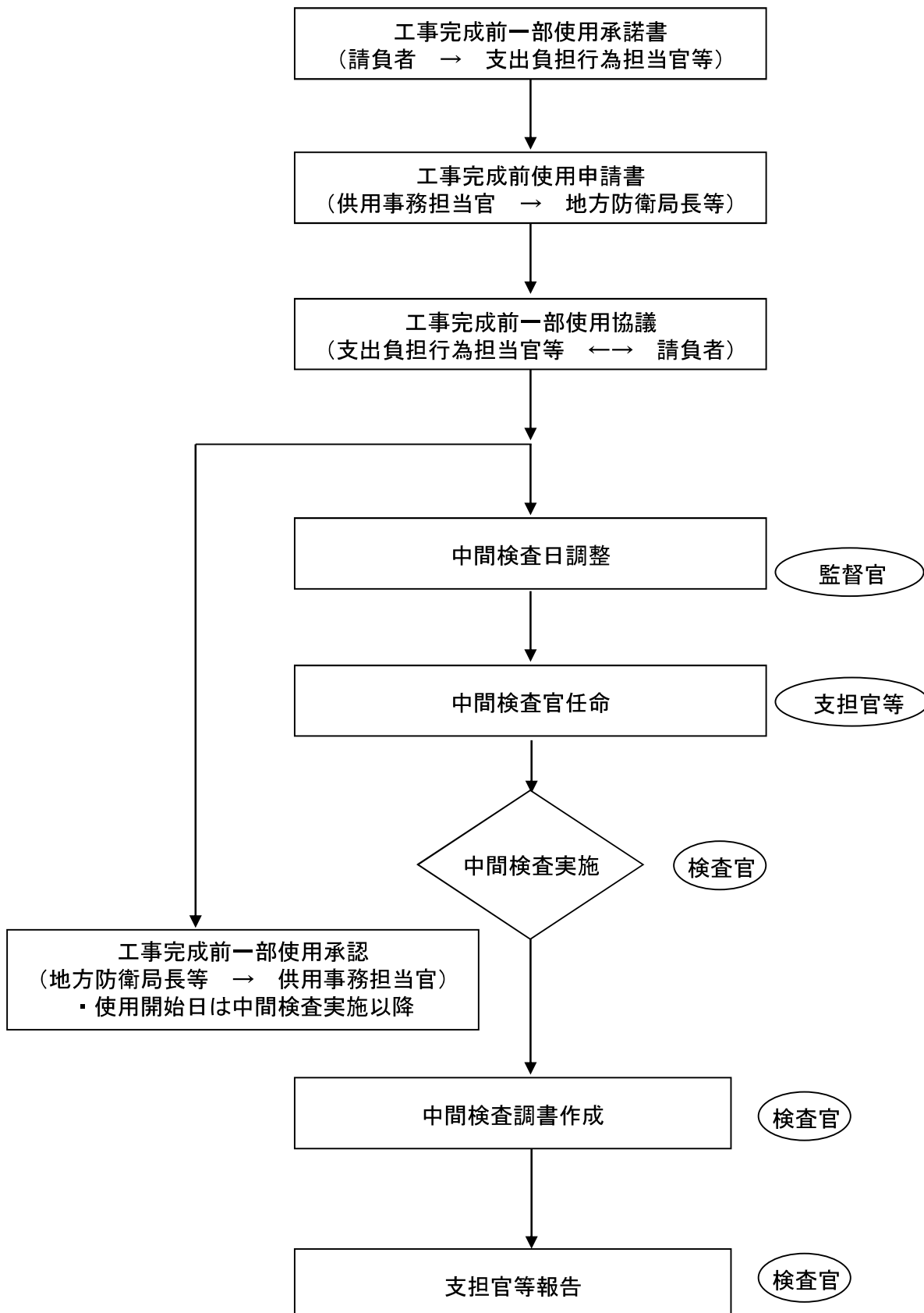
※該当工事：工事請負契約書で、部分払いが認定されている工事

※検査時の条件：既済部分に設計変更がある場合には、変更契約済みであること。



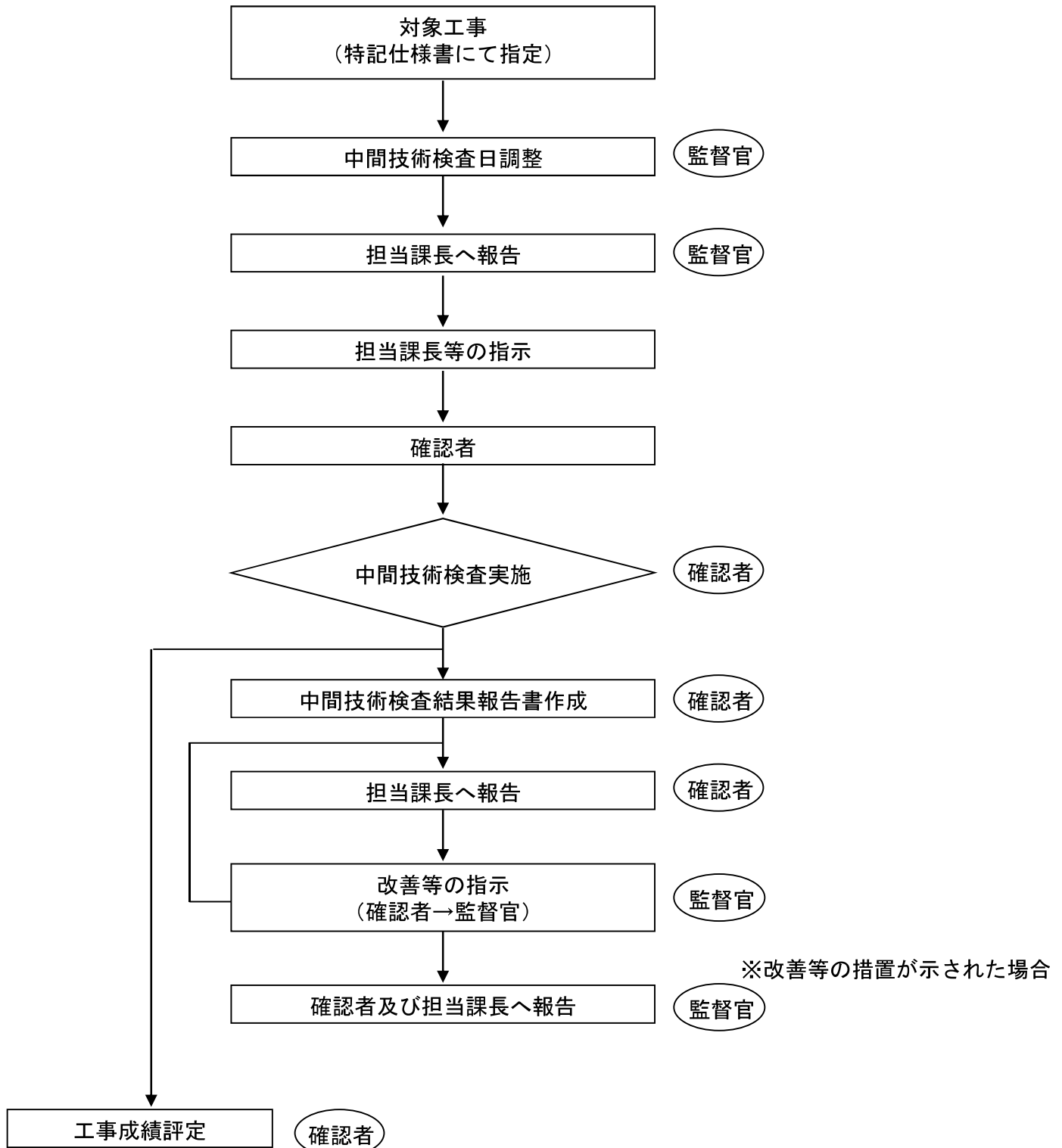
5 中間検査フロー

※該当工事：工事完成前に、部分使用が必要として部隊等から申請がある場合



6 中間技術検査フロー

- ※ 対象工事の指定
重要施設又は工事の規模等を考慮して指定すること。
- ※ 検査の実施時期
当該工事の主要工種を考慮し、施工上重要な変化点など段階確認の必要な時期に実施



参考 4 検査に関する文書

名称	根拠
(1) 完成検査関係様式	
完成通知書	[建設工事請負契約書第33条第1項]
引渡書	[建設工事請負契約書第33条第4項]
工事完成検査調書	[工事検査の実施細目第11]
工事完成検査結果通知書	[建設工事請負契約書第33条第2項]
(2) 指定部分検査関係様式	
指定部分完成通知書	[建設工事請負契約書第41条第1項]
指定部分引渡書	[建設工事請負契約書第41条第1項]
指定部分検査調書	[工事検査の実施細目第11]
指定部分検査結果通知書	[建設工事請負契約書第41条第1項]
(3) 既済部分検査関係様式	
請負工事既済部分検査請求書	[建設工事請負契約書第40条]
工事既済部分検査調書	[工事検査の実施細目第11]
工事既済部分検査結果通知書	[建設工事請負契約書第40条]
(4) 中間検査関係様式	
工事完成前一部使用協議書	[建設工事請負契約書第35条]
工事完成前一部使用承諾書	[建設工事請負契約書第35条]
工事完成前一部使用承認書	[防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令第32条]

上記の書式については、年度当初に各地方防衛局等に対し送付しているので、業務の参考とされたい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇町1-20-3
〇〇〇ビル
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 防衛 太郎

完 成 通 知 書

下記工事は、令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって完成したので建設工事請負契約書第33条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇 (1) 〇〇〇〇〇新設建築工事
2. 請 負 代 金 額 ￥ -
3. 契 約 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 工 期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇町1-20-3
〇〇〇ビル
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 防衛 太郎

引 渡 書

下記工事を建設工事請負契約書第33条第4項に基づき引渡します。

1. 工 事 名 〇〇〇〇 (1) 〇〇〇〇〇新設建築工事
2. 請 負 代 金 額 ￥ -
3. 検 査 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

工 事 完 成 検 査 調 書

1 工 事 名	〇〇 (〇) 〇〇工事
2 工 事 場 所	東京都新宿区
3 請 負 代 金 額	¥ -
4 工 期	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
5 完 成 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
6 受 注 者 氏 名	〇〇建設 株式会社 代表取締役社長 工事 太郎
7 検 査 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の工事は、設計図及び仕様書のとおり完成したことを確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

工事検査官
官 職 防 衛 技 官
氏 名 完成検査官 1 (主任) (建築)
官 職 防 衛 技 官
氏 名 完成検査官 2 (主任) (建築)
官 職 防 衛 技 官
氏 名 完成検査官 3 (主任) (建築)
官 職 防 衛 技 官
氏 名 完成検査官 4 (主任) (建築)
官 職 防 衛 技 官
氏 名 完成検査官 5 (主任) (建築)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 工事 太郎 殿

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇

工事完成検査結果通知書

令和〇年〇月〇日付で貴社との間に契約を締結した〇〇（〇）〇〇工事について、下記のとおり完成検査を了したので、建設工事請負契約書第33条第2項に基づき通知する。

記

完 成 検 査 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

完 成 検 査 結 果 合 格

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇町1-20-3
〇〇〇ビル
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 防衛 太郎

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって完成したので建設工事請負契約書第41条第1項において読み替えて準用する同契約書第33条第1項の規定に基づき通知します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇 (1) 〇〇〇〇〇新設建築工事

2. 工 期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 請 負 代 金 額 ￥ -

4. 指定部分工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 指定部分に対する請負代金額 ￥ -

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所 〇〇〇〇県〇〇〇〇市〇〇〇区〇〇町1-20-3
〇〇〇ビル
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 防衛 太郎

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を建設工事請負契約書第41条第1項において読み替えて準用する同契約書第33条第4項の規定に基づき引渡します。

工 事 名	〇〇〇〇（1）〇〇〇〇〇新設建築工事
指 定 部 分	〇〇地区
全 体 工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
指 定 部 分 に 係 る 工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
請 負 代 金 額	¥ -
指 定 部 分 に 係 る 請 負 代 金 額	¥ -
指 定 部 分 に 係 る 検 査 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

指 定 部 分 検 査 調 書

1 工 事 名	〇〇(〇) 〇〇工事
2 工 事 場 所	東京都新宿区
3 請 負 代 金 額	¥ -
4 工 期	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで ただし、〇〇地区については令和〇〇年〇〇月〇〇日まで、△△地区については令和△△年△△月△△日まで、□□地区については令和□□年□□月□□日まで
5 受 注 者 氏 名	〇〇建設 株式会社 代表取締役社長 工事 太郎
6 指定部分の名称等	〇〇庁舎、〇〇隊舎、油脂庫
7 指定部分に係る 請 負 代 金 額	¥ -
8 完 了 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
9 検 査 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の指定部分の工事は、設計図及び仕様書のとおり完了したことを確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

工事検査官

官 職	防 衛 技 官
氏 名	完成検査官 1 (主任) (建築)
官 職	防 衛 技 官
氏 名	完成検査官 2 (主任) (建築)
官 職	防 衛 技 官
氏 名	完成検査官 3 (主任) (建築)
官 職	防 衛 技 官
氏 名	完成検査官 4 (主任) (建築)
官 職	防 衛 技 官
氏 名	完成検査官 5 (主任) (建築)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 工事 太郎 殿

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇

指 定 部 分 検 査 結 果 通 知 書

令和〇年〇月〇日付で貴社との間に契約を締結した〇〇（〇）〇〇工事の指定部分について、下記のとおり指定部分検査を了したので、建設工事請負契約書第41条第1項において読み替えて準用する同契約書第33条第2項の規定に基づき通知する。

記

指定部分検査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

指定部分検査結果 合 格

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇町 1-20-3
〇〇〇ビル
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 防衛 太郎

請 負 工 事 既 済 部 分 検 査 請 求 書

建設工事請負契約書第40条第2項により第1回既済部分検査を請求します。

記

工 事 名	〇〇〇〇 (1) 〇〇〇〇〇新設建築工事
工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事既済部分検査調書（第 ○ 回）

1 工 事 名	○○（○）○○工事
2 工 事 場 所	東京都新宿区
3 請 負 代 金 額	¥ -
4 工 期	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
5 受 注 者 氏 名	○○建設 株式会社 代表取締役社長 工事 太郎
6 既 済 部 分 の 出 来 高 金 額	¥ -
7 検 査 年 月 日	令和○○年○○月○○日

上記のとおり工事に既済部分のあることを確認しました。

令和○○年○○月○○日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
○○ ○○ 殿

工事検査官

官 職	防 衛 技 官
氏 名	既済検査官 1（主任）（建築）
官 職	防 衛 技 官
氏 名	既済検査官 2（主任）（建築）
官 職	防 衛 技 官
氏 名	既済検査官 3（主任）（建築）
官 職	防 衛 技 官
氏 名	既済検査官 4（主任）（建築）
官 職	防 衛 技 官
氏 名	既済検査官 5（主任）（建築）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 工事 太郎 殿

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇

工 事 既 済 部 分 検 査 結 果 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付請負工事既済部分検査請求書による〇〇（〇）〇〇工事について、確認を了したので、建設工事請負契約書第40条第3項に基づき通知する。

記

確 認 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

既済部分出来高金額 ￥ -

令和 年 月 日

受注者住所 ○○○県○○○市○○区○○町 1-20
-30○○○○○○○○○○ビル

会 社 名 ○○建設 株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 工事 太郎

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
○○ ○○

工事完成前の一部使用について（協議）

令和○年○月○日付で貴社との間に契約を締結した下記工事について、工事完成前に使用する事由が生じたので、建設工事請負契約書第35条第1項の規定に基づき協議します。

なお、承諾される場合は別添の工事完成前の一部使用承諾書に記名の上、返送願います。

記

1 工 事 名 ○○（○）○○工事

2 使 用 部 分 ○○建物

3 使 用 予 定 期 間 令和○○年○○月○○日から工事目的物引渡日まで

以 上

添付書類： 工事完成前の一部使用承諾書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区〇〇町1-20-3
〇〇〇ビル
会 社 名 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 防衛 太郎

工事完成前の一部使用承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で協議のあった本件について、建設工事請負契約書第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり承諾します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇 (1) 〇〇〇〇〇新設建築工事
2. 使 用 部 分 〇〇建物
3. 使用予定期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から工事目的物引渡日まで

令和 年 月 日

供用事務担当官
〇〇駐屯地 司令
〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
〇〇 〇〇

工事完成前の一部使用について（承認）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった本件について、下記により承認する。

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 工 | 事 | 名 | |
| 2 | 受 | 注 | 者 | |
| 3 | 使 | 用 | 部 | 分 |
| 4 | 使 | 用 | 期 | 間 |
| 5 | 使 | 用 | 条 | 件 |

以 上